

# 浜松市農村環境計画

平成 23 年 4 月

浜 松 市

# 目次

## 第1章 総論

1-1	計画策定の背景と目的	1
1-2	計画の対象	3
1-3	計画の位置づけ	6
1-4	計画年度	7
1-5	策定手順	7

## 第2章 地域の現況把握

2-1	地域概要	8
2-2	自然環境	8
2-3	社会環境	13
2-4	生産環境	20
2-5	農村環境に対する市民の意識	24

## 第3章 地域の環境の評価

3-1	環境資源別の評価	28
3-2	環境資源マップ	32

## 第4章 関連計画等の整理

4-1	関連計画	33
4-2	関連事業計画	39

## 第5章 環境保全の基本方針

5-1	環境保全の基本理念	41
5-2	環境保全の基本方針	42

## 第6章 全体計画

6-1	生物多様性の保全	48
6-2	良好な景観の保全と形成	53
6-3	自然循環機能の維持・増進	55
6-4	歴史と伝統文化の継承と活用	58
6-5	農村コミュニティの再生	60
6-6	事業別配慮方針	62

## 第7章 地域別計画

7-1 地域区分	81
7-2 地域別計画	82
7-3 農村環境の将来像図	96

## 第8章 環境保全対応方策

8-1 対応方策の手順	97
8-2 計画推進のための方策	102
8-3 環境への影響が少ないと考えられる事業への対応	104

## 参考資料

1 策定体制	105
2 策定経過	106
3 用語解説	107

本文中に下線\_\_\_\_\_がある語句について、解説しています。

# 第1章 総論

## 1-1 計画策定の背景と目的

### 【背景】

- ・ 農業・農村は、食料生産の場という本来の役割に加え、水資源のかん養、土壌侵食防止、生物多様性の保全等の国土保全機能や、地域社会の維持、歴史・文化の継承等の文化的機能といった多面的な機能を有しています。これらは、適切な農業生産活動が行われることにより維持されてきました。
- ・ 農業農村整備事業の実施においては、高生産性、高付加価値農業の実現を目指すとともに、農業・農村の持つ多面的機能を持続するため、主に施設整備を中心に環境との調和を図ってきました。
- ・ 農業を取り巻く社会情勢は、全国の他都市同様、少子高齢化が進み、農業従事者の高齢化と後継者不足、都市化や住民構造の多様化、耕作放棄地の増加、食の安全に対する消費者の関心の高まり、農業の多面的機能に対する期待など多くの課題を抱えています。
- ・ このような状況の中で、食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）が制定され、国土や自然環境の保全、水源かん養、良好な景観の形成、文化の継承などの農業・農村の有する多面的機能が十分に発揮されること、農業生産基盤の整備にあたっては「環境との調和に配慮しつつ」必要な施策を行うことの規定が盛り込まれました。
- ・ 土地改良法（昭和24年法律第195号）においても、農業農村整備事業の実施にあたっては「環境との調和へ配慮すること」を原則とする改正がなされ、平成14年から施行されています。
- ・ さらに、農業農村整備事業等の実施にあたっては、「環境との調和に配慮した農業農村整備事業等基本要綱」（平成14年）に基づき事業を実施することとされました。
- ・ 浜松市は、平成17年の市町村合併により、旧浜松市を中心とした都市地域、中山間地域、天竜などの森林地域など多彩な地域を有する新しい都市としてスタートしました。
- ・ 農業農村整備事業の実施においては、従来から旧12市町村が環境への配慮のための施策を展開してきました。旧浜松市と旧三ヶ日町では、農村環境計画を策定し（旧浜松市平成17年4月、旧三ヶ日町平成17年3月）、農業及び農村が育んできた自然環境等の多面的な機能を将来にわたって維持する方針を掲げていますが、他の旧市町村では未策定となっていました。
- ・ 平成19年度には、新浜松市として「浜松市環境基本計画」を策定し、環境保全対策に取り組んでいるところです。その中でも、農業・農村の持つ役割への期待は高く、北部の森林から海岸まで多様な環境特性を有する浜松市として、総合的、一体的に農村環境の保全を進めることが必要となっています。

【目的】

- ・ 環境との調和への配慮を実効性のあるものとするためには、あらかじめ農村地域の環境保全に関するマスタープランを策定しておく必要があります。
- ・ 本計画は、「静岡県環境基本計画」を受けて策定された「静岡県農村環境対策指針（平成 21 年）」に基づき、浜松市の持つ多彩な環境との調和に配慮した農業農村整備事業の進め方を示す基本構想として位置づけ、個々の整備事業を実施するに当たって、農村地域の環境を望ましい方向へ導くためのマスタープランとして策定するものです。
- ・ 本計画に沿って環境との調和に配慮した農業農村整備事業が進められることによって、農村地域の豊かな自然環境が保全・回復され、多様な生物が生息・生育する豊かな自然環境と、地域特性に即した農業生産活動によって育まれた農村景観が、次代を担う子どもたちへ引き継がれ、地域づくりにつながることを目的としています。



図 1-1 農業・森林・水産業の有する多面的機能のイメージ

資料：日本学術会議答申を踏まえ農林水産省で作成したもの

表 1-1 農業・農村の有する多面的機能と具体例

項目	具体例
物質生産機能	食料の供給、木材の供給、バイオマスの供給
土壌侵食防止機能／土砂崩壊防止機能	農地の耕作による土壌侵食や崩壊、土砂流出の防止
土砂災害防止機能／土壌保全機能	森林による土壌侵食や崩壊、土砂流出の防止、土壌保全
地球環境保全機能	森林による地球温暖化の緩和（二酸化炭素吸収、化石燃料代替）
雨水の保水・貯留による洪水防止機能	大雨時の一時貯留による洪水流量の軽減
水源かん養機能	水資源貯蔵、水量調節
水質浄化機能	微生物の働き等による水質浄化
気候緩和機能	夏期の気温低下、大気浄化（二酸化炭素吸収、酸素供給、塵芥浄化）
有機性廃棄物処理機能	有機性堆肥の利用による資源の循環
生態系保全機能／生物多様性保全機能	遺伝子保全、生物種保全、生態系保全
良好な景観の形成機能	自然景観の保全・形成、原風景の保全
文化機能／文化の伝承機能	体験学習、自然教育の場、地域社会の振興、伝統文化の継承
保健・レクリエーション機能	行楽、健康維持増進、地域交流の場
快適環境形成機能	快適生活環境の形成

## 1-2 計画の対象

### 【対象地域】

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定に基づき指定された浜松農業振興地域を主な対象とします。ただし、農業振興地域外であっても、今後、農業農村整備事業を実施するにあたり、環境への配慮が必要と想定される地域は対象とします。

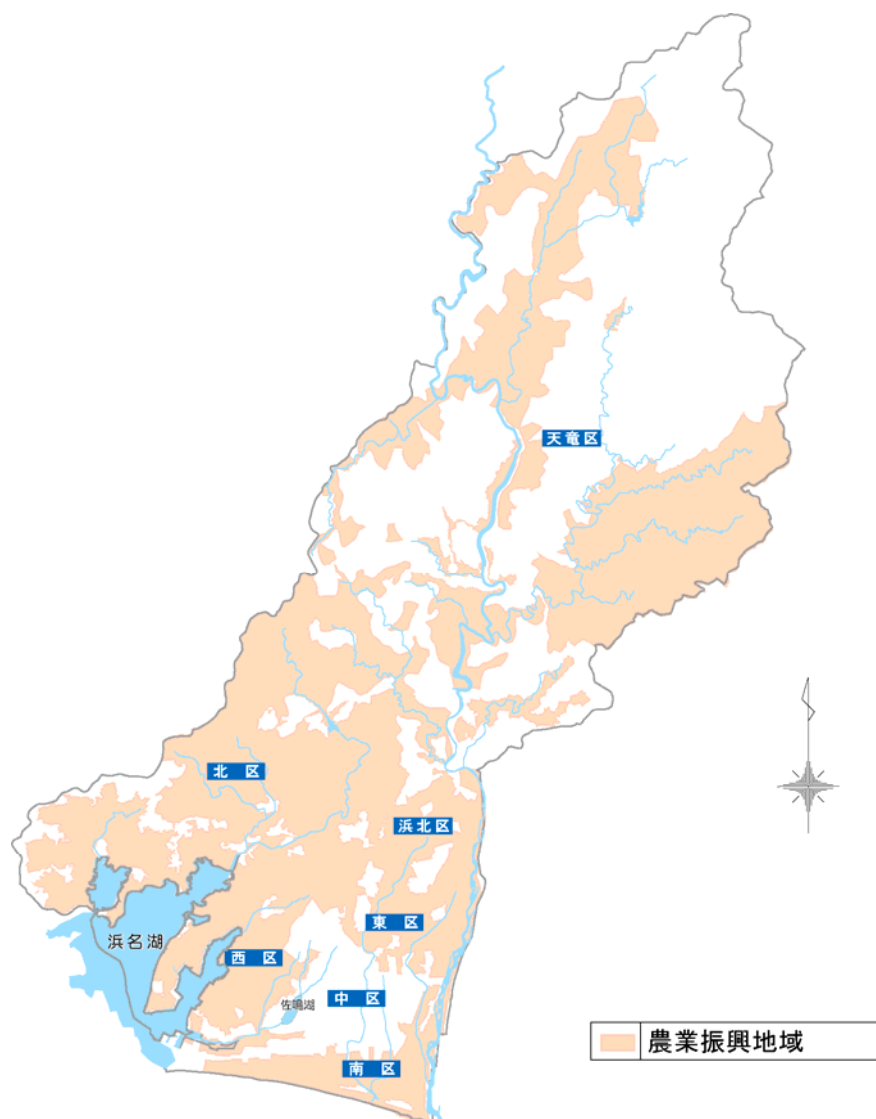


図 1-2 農業振興地域

## 【対象事業】

本計画は、農地やため池、水路、農道、集落内道路の整備などの生産から生活に係わる農業農村整備事業を実施する際に適用されます。本計画は、整備に当たってどのような環境に配慮していくのか、といった環境配慮の方針を示すものです。

## 【活動主体】

農村地域の環境資源を保全、活用し、多様な農村環境を持続的に次世代に継承していくためには、農村環境を取り巻く様々な主体の自発的な参加、協働が必要です。そのため、市民、市民活動団体、農業者、行政がそれぞれの役割分担のもと、活動していくことが必要です。

### ●市民

自ら農村環境への関心、理解を深め、農村環境の保全活動や生物多様性のモニタリング調査に直接参加したり、環境保全型農業での農産物の購入等を通じて間接的に支援する活動が期待されます。

○農村地域に居住する市民 ⇒ 地域での農村環境の様々な保全活動への直接的な関わりが期待されます。

○都市地域に居住する市民 ⇒ 安全な農産物の購入を通じて、農村環境保全の取組を促すことが期待されます。  
農村地域と交流することで、農村地域の豊かさや重要さの普及啓発の担い手として期待されます。

○企業 ⇒ 企業の社会的貢献の観点から農村環境の保全につながる活動を積極的に支援、あるいは自ら取り組むことが期待されます。

### ●市民活動団体

市民への農村環境の重要性の理解の普及、生きもの調査やモニタリング等の指導、イベントの企画、運営の組織的な実施を通して、専門的な観点を踏まえ、市民や農業者のネットワーク形成等も含めた保全活動の多面的展開が期待されます。

### ●農業者

農業に従事する主体として、生物多様性の保全や地球温暖化防止等の新たな環境の視点を踏まえ、環境保全に配慮した農業活動の実践が期待されます。農業者には農業団体を含みます。

### ●行政

本計画に基づき、環境に配慮した農業農村整備事業や関連事業を実施します。また、多様な主体の参加や連携による農村環境の保全活動を支援するため、保全活用推進のための計画の策定、ボランティアの養成、情報発信を実施します。そのための情報共有の場の設定や機会の場の創出を通じて、農村環境の保全、活用の先導的な役割を果たします。

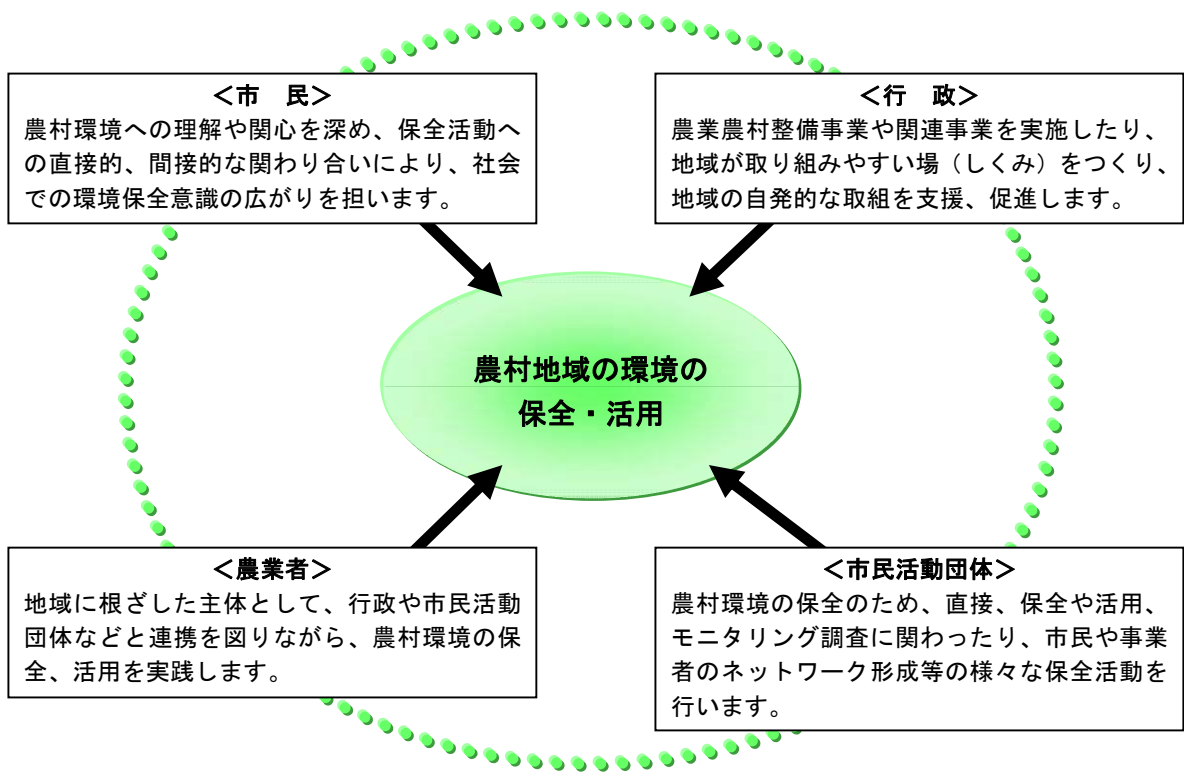


図 1-3 様々な主体の連携



### 1-3 計画の位置づけ

静岡県環境基本条例の基本理念である「健全で恵み豊かな環境の恵沢の享受と将来世代への継承」を実現するために策定された『静岡県環境基本計画』を受けて、静岡県では『静岡県農村環境対策指針』を策定し、農村地域が有している多くの資源の環境保全対策の実施方針を示しています。本計画は、この指針の「V 指針の推進」に定められた「4 市町農村環境計画の策定」に基づいて策定したものです。

また、本計画は第2次浜松市総合計画や農業分野の各種計画、その他の関連計画を踏まえ、農業農村整備事業について環境保全・改善・復元の視点からその基本方針を示すことにより、個別事業を位置づける実施計画策定のための方向性を示すものです。

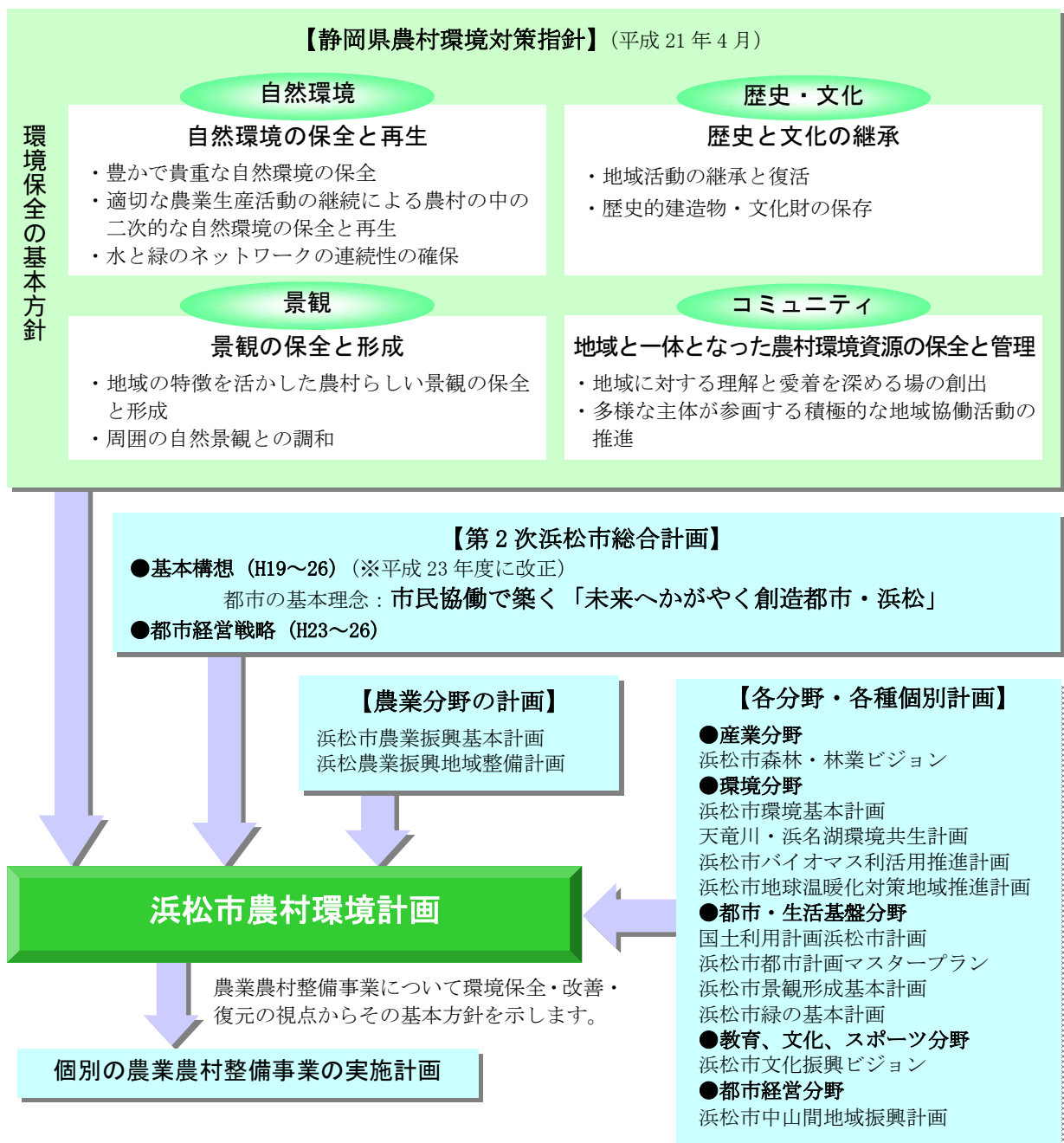


図 1-4 浜松市農村環境計画の位置づけ

## 1-4 計画年度

本計画は平成 22 年度に公表し、平成 23 年度よりスタートします。

## 1-5 策定手順

計画の策定にあたっては、関係行政機関などとの連携の下に行うとともに、市民の意向及び学識経験者などの意見を反映した計画としました。

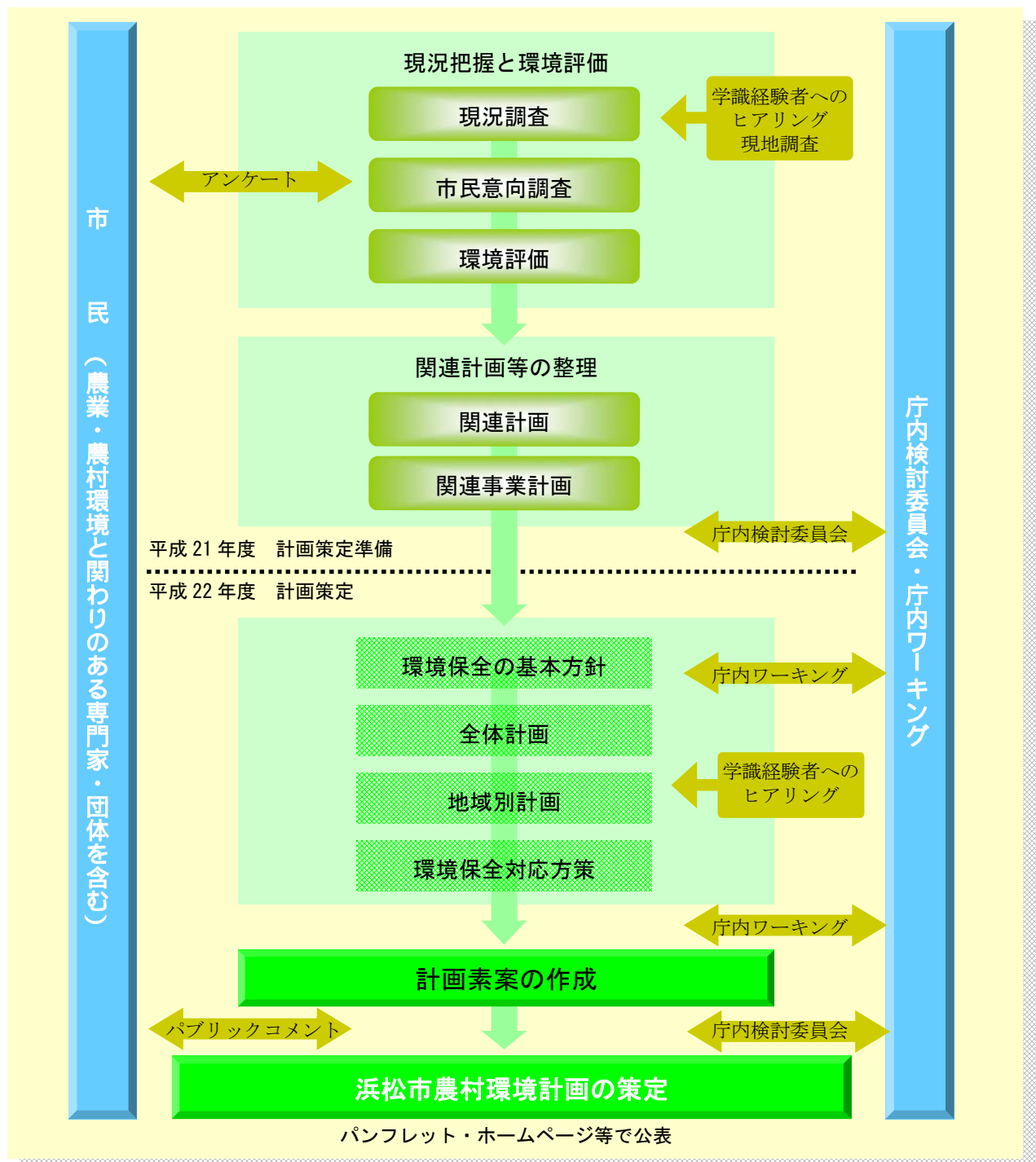


図 1-5 策定のフロー図

## 第2章 地域の現況把握

### 2-1 地域概要

- ・ 本市は、首都圏と関西圏のほぼ中間に位置し、国土の大動脈上にあります。
- ・ また、愛知県東三河・長野県南信州・静岡県遠州地域からなる「三遠南信地域」に属しています。
- ・ 市域面積は、約1,588 km<sup>2</sup>であり、全国第2位の面積を持つ政令指定都市です。
- ・ 市内には、JR 東海道本線、JR 東海道新幹線、東名高速道路が交通軸を形成しています。また、新東名高速道路、三遠南信自動車道の整備が進められており、首都圏や三遠南信地域などへのアクセス性が向上します。



図 2-1 浜松市の位置

資料：浜松市都市計画マスタープラン

- ・ 本市の気質は、新しいことに挑戦する「やらまいか精神」と呼ばれ、地域活性化のキーワードとなっています。こだわりの農林水産物、地産食品、伝統工芸等は、浜松商工会議所の認定する浜松地域ブランド「やらまいか浜松」として展開されています。

### 2-2 自然環境

#### (1) 気象

- ・ 本市は、平均気温 16.6℃（平成 11～20 年平均）、降水量 1,714.9mm（平成 11～20 年平均）、日本列島沿岸を北上する黒潮暖流の影響を受け、夏は多雨、冬は乾燥する典型的な太平洋側気候です。最低気温も-2℃前後で、降雪がほとんどありません。年間の日照時間は、おおむね 2,200 時間を記録しており、これは全国的にみてもトップクラスの水準です。
- ・ 冬季は「遠州の空っ風」と呼ばれる北西の強い季節風が吹き、気温以上に寒く感じられます。

#### (2) 地形・地質

- ・ 本市は、急峻な南アルプス西南部の山地部から中山間地域を経て天竜川下流域の平地に続き、遠州灘に至る地域です。平地部には中心的都市部が形成され、その西には浜名湖が広がる、海・山・川・湖の多彩な自然に恵まれています。
- ・ 北部は、2000m級の急峻な山岳地形と、天竜川が形成した侵食谷からなります。南下するに従って緩斜面地や河岸段丘が次第に多くなり、丘陵地へと続いています。その南には、天竜川

の扇状地が隆起して形成された三方原台地が広がり、台地から南は海食崖、東は河岸段丘を経て天竜川の沖積低地へつながり、遠州灘に面する海岸部には砂丘や砂州が広がっています。

- 山地部は、フォッサマグナ西端の第三紀の堆積や中央構造線の西側の中生代の領家変成岩類、中央構造線東側の三波川帯の変成岩類が分布しています。山地の下部から丘陵地にかけては、斑れい岩・輝緑岩が分布し、秩父古生層の石灰岩も分布しています。南の平地部は全体が砂礫や粘土の堆積物となっています。三方原台地の中位段丘は、表面を酸性の強い地味のやせた赤土で覆われ、沖積平野は礫、砂、シルト、粘土などの軟弱なものとなっています。

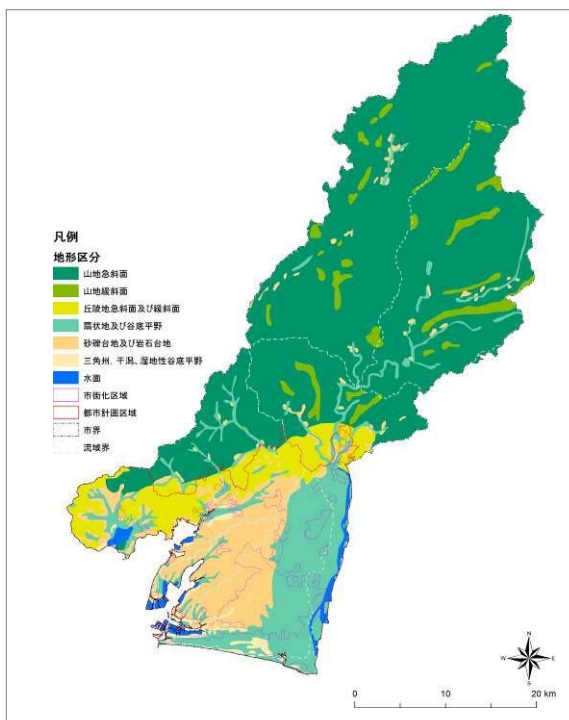


図 2-2 地形区分 資料：緑の基本計画基礎調査

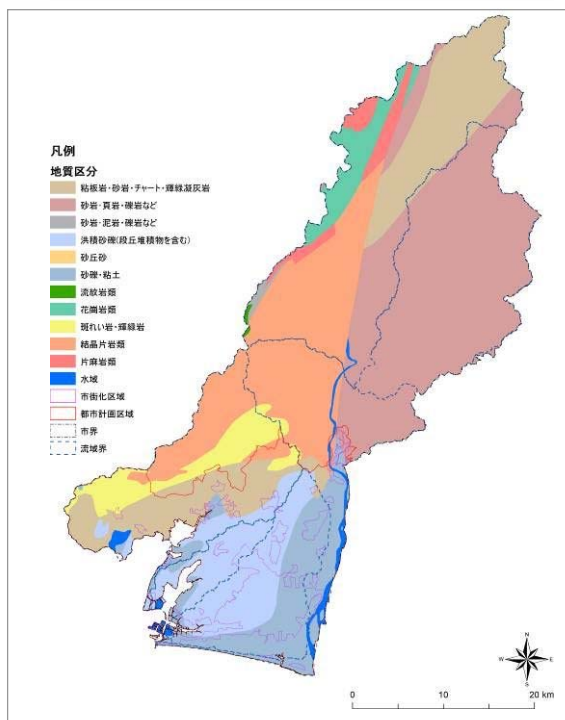


図 2-3 地質区分 資料：浜松市緑の基本計画基礎調査

### (3) 水環境

#### ①河川・水系

- 水系は、一級河川天竜川水系、二級河川都田川水系と馬込川水系に分けられます。河川は、一級河川 41 本、二級河川 29 本、準用河川 197 本が流れています。
- 天竜川は日本屈指の急流河川です。市内を流れる延長は 95km、支流は 42 河川であり、市内天竜川水系には 4 つのダムが建設されています。
- 馬込川は浜名用水の終点を起点とする河川で、流路延長 23, 230m、流域面積 65. 15km<sup>2</sup>、平坦地を流れるため流路勾配は緩やかです。
- 都田川は引佐町の鳶巣山を源とする、流路延長 49, 940m、流域面積約 118km<sup>2</sup>の河川です。上流部に都田川ダムが建設されています。

#### ②湖・ため池・湧水

- 湖は、汽水湖の浜名湖とこれに付属する庄内湖、引佐細江、猪鼻湖、そして佐鳴湖があります。ダム湖は、佐久間ダム、秋葉ダム、船明ダム、水窪ダム、都田川ダムがあります。
- ため池は、浜北区から北区の丘陵地に点在しています。

- 湧水は、北部山地、丘陵地や三方原台地の裾などに見られます。

### ③水質

- 天竜川、馬込川の水質は、環境基準を達成しており、良好だといえます。
- 都田川水系の都田川、伊佐地川の各測点で環境基準を達成していますが、新川志都呂橋では達成されていません。
- 浜名湖の水質は、閉鎖性の強い水域である猪鼻湖、引佐細江、庄内湖の全窒素が高濃度となっています。
- 佐鳴湖の水質は、平成 13 年度から 6 年間、全国湖沼水質ランキングでワースト 1 位となっていました。水質浄化の取組により、平成 19 年度以降は改善傾向がみられます。



図 2-4 水系図

## (4) 植物

### ①植生分布

- 本市は暖帯の常緑広葉樹林帯に位置していますが、山地から海岸までの微気候や地形等により多様な植生が見られます。
- 天竜川本流・支流の山林のほとんどは、天竜美林と呼ばれるスギやヒノキの植林で、一部に自然林が分布しています。
- 大栗安や久留女木などの丘陵地には、棚田が保全されています。棚田は、階段状の湿地、水路、周囲の樹林等により構成され、それぞれの環境に適した植物が生育しています。
- 三方原台地の緑辺部は段丘斜面となり、コナラ等の二次林が見られます。
- 遠州灘沿いの砂丘地はクロマツ植林が広がり、ハマエンドウ、ハマヒルガオなどの海浜植物が見られます。
- 天竜川沿いにヤナギ林などの河辺林や河辺草地があります。

### ②貴重な植物群落

- 天然記念物に指定されている貴重な植物群落は、京丸のアカヤシオ及びシロヤシオ群生地、テンダイウヤク群落地、龍山のホソバシクナゲ群落、渋川のシブカワツツジ群落、浦川のホソバシクナゲ群落、三ヶ日鶴代（平那の峯）のマンサク群落があります。
- 静岡県版レッドデータブックが選定する 10 箇所の「今守りたい大切な自然」のうち、本市では、雨生山の蛇紋岩地（湿地の植物相）、天竜川河口と周辺の湿地（海浜植物、水湿生植物）、都田川河口とその付近（ヨシ原と希少植物）の 3 箇所が選定されています。
- 御陣屋川、安間川などの天竜川下流の静水域や湿地では、ヤマトミクリの生育が確認されています。ミクリは水田の周辺の水路などに普通に存在する植物でしたが、基盤整備や水路の

改修、あるいは除草剤などによって少なくなった植物です。

- ・ 浜北区の県立森林公園は、広大な丘陵地にアカマツ林が広がり、暖地性植物の下木が見られ、中でも、ヤマビワ、カナメモチ、タマミズキ、ガンビは静岡県西部を東限とする植物です。
- ・ 三方原台地が形成する谷には豊富な湧水があり、ため池、谷津田、湿地、斜面緑地が一体となった農村環境が形成されていましたが、開発による生育地消失、里山の手入れ不足や竹林の拡大、耕作放棄地の増加などの問題が見られます。富塚地区に残された湿地帯では、ミカワバイケイソウ、ナガボナツハゼ、カザグルマ、サクラバハンノキ、キンランなどが保全されています。
- ・ 市域南部の低地では、池沼の開発や水路整備、水質汚濁、除草剤の使用等により、ヒメビシ、オニバス、ミズアオイ、ノウルシ、タコノアシなどの絶滅が危惧されています。

### ③外来種

- ・ 一部の外来種は繁殖能力が高く、在来種の駆逐、交雑による遺伝子の攪乱といった生態系への影響や、用排水路、ため池、調整池及びその周辺での爆発的繁殖による通水障害、枯死した個体の堆積による水質汚濁などが懸念されます。
- ・ 外来生物法により、国内では12種類が特定外来生物に指定され、市内ではアレチウリ、オオキンケイギクなど7種が確認されています。要注意外来生物には、国内で84種が指定されており、市内ではホテイアオイ、オオカナダモなど49種が確認されています。

## (5) 動物

### ①生息状況

- ・ 本市北部には、アマゴ、イワナなどの魚類や、ニホンカモシカ、ニホンザル、ニホンジカ、イノシシ、タヌキ類といった哺乳類、オオタカ、サシバなどの猛禽類などが生息しています。
- ・ 本市は天竜川の中流部と下流部に位置し、環境に適した水生生物が生息しています。
- ・ 市北部の大栗安や久留女木などの棚田には、ゲンジボタルやタイコウチなどが見られます。
- ・ 三方原台地が形成する谷津田や湿地には豊富な湧水があり、ホタル類、トンボ類、甲殻類、両生類、爬虫類、哺乳類の生息が確認されています。
- ・ 浜名湖は、ウナギなどの魚類を中心に700種以上の魚介類が確認されているほか、カモ類、カモメ類、サギ類などの野鳥の飛来地として有名です。引佐細江、猪鼻湖でも見られます。
- ・ 天竜川や馬込川の河口は、魚類、鳥類の多様性が高く、干潟特有の魚類も生息しています。年間約80種の鳥類の憩いの場となっています。
- ・ 耕作放棄地が増加し、里山環境の変化により、鳥獣被害が増加する状況にあります。

### ②貴重な動物

- ・ ニホンカモシカは国の特別天然記念物に指定され、計画的な保護管理が行われています。
- ・ 天竜区や北区の山地は、オオタカ、サシバなどのワシタカ類の繁殖や渡りの場ですが、里山や谷戸の減少により生息適地が減少しています。
- ・ 北区と天竜区の境の枯山地区には、里山の春の妖精と呼ばれるギフチョウが生息しています。しかし、幼虫の食草となるカンアオイ類が生育する雑木林の衰退や乱採集による減少が懸念されています。
- ・ 天竜川やその支流では、カワバタモロコ、アカザ、スナヤツメ、スジシマドジョウ、メダカ、などが確認されています。これらの魚類は、かつては広く生息していましたが、生息環境の

悪化や分断、水路のコンクリート化、外来種による捕食や交雑などにより減少しています。

- ・ 天竜川の河岸には、クロツバメシジミ、ミヤマシジミといった蝶が生息しています。食草・産卵場所となるツメレンゲ、コマツナギといった河川敷に生育する植物が、砂礫地の減少やオオキンケイギクなどの外来種の侵入等により減少したため、絶滅が危惧されています。
- ・ 静岡県版レッドデータブックが選定する 10 箇所の「今守りたい大切な自然」のうち、3 箇所が本市に位置します。雨生山の蛇紋岩地にはヒメヒカゲなどの昆虫類、天竜川河口と周辺の湿地にはアジサシなどの鳥類やウツセミカジカなどの魚類、都田川河口とその付近ではハヤブサなどの鳥類、ヤリタナゴなどの魚類、ダルマガエルなどの両生類、ヒヌマイトトンボ、マツカサガイなどが見られます。
- ・ 遠州灘海岸には、アカウミガメやコアジサシが見られます。しかし、アカウミガメは産卵する砂浜の減少、車両の進入、付近の照明、コアジサシは営巣する中州の減少などが脅威となっています。

### ③外来種

- ・ 一部の外来種は繁殖力が強く、在来種を捕食し、餌や生息環境を奪い、交雑による遺伝子汚染を進行させ、種の多様性を脅かす存在となっています。
- ・ 外来生物法により、国内では 84 種類が特定外来生物に指定され、要注外来生物には 64 種類が指定されています。市内では、ウシガエル、アライグマ、タイワンリス、ブルーギル、オオクチバス、ソウシチョウの 6 種の特定外来生物が確認されています。



図 2-5 主な自然環境資源の位置図

## 2-3 社会環境

### (1) 地域指定

- 天竜奥三河国定公園 4,838ha、奥大井県立自然公園 219ha、浜名湖県立自然公園 8,332ha が指定されています。天竜奥三河国定公園は、天竜川の中流部を中心として、その支流を含む河川渓谷からなる公園です。奥大井県立自然公園は大井川上流部の雄大な山々が連なっています。浜名湖県立自然公園は、出入りの多い湖岸線をもち、周辺の樹林、田園景観を背景に、美しい景観を呈するとともに、浜名湖の西方には優れた森林景観を呈しています。

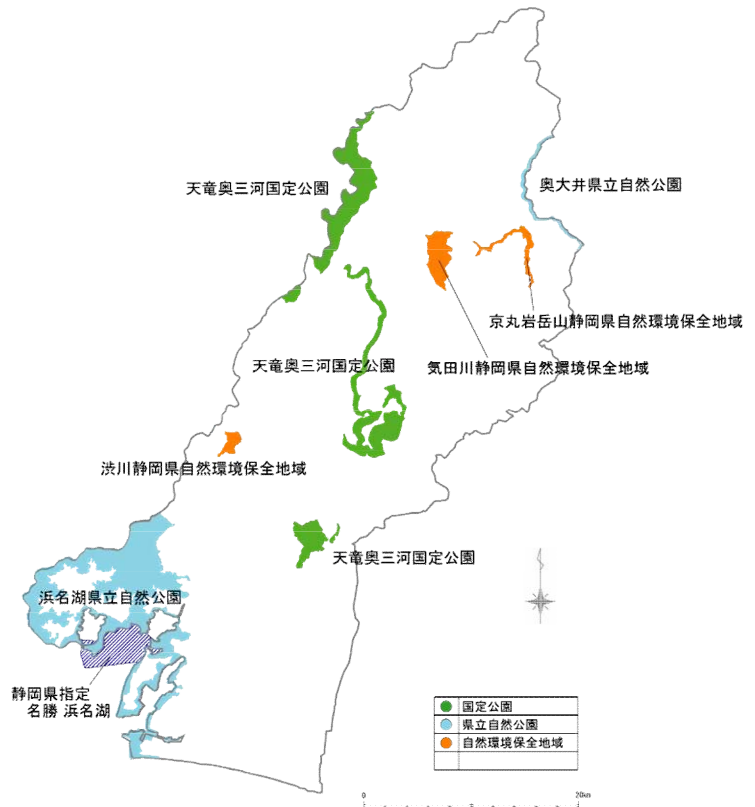


図 2-6 国定公園、県立自然公園、静岡県自然環境保全地域

- 静岡県自然環境保全地域として、京丸岩岳山 353ha、気田川 856ha、渋川 195ha が指定されています。京丸岩岳山は、ブナを主体とした天然林と、国の天然記念物に指定されているアカヤシオツツジ、シロヤシオツツジが咲き乱れます。気田川は、クマタカなどの猛禽類が生息する野鳥の宝庫です。渋川は、県指定天然記念物のシブカワツツジが咲くほか、絶滅が危惧されるギフチョウとその食草であるヒメカンアオイが市の条例によって保護されています。
- 天竜区、北区、浜北区の山林と、南区、西区の海岸林 15,252.9ha が保安林に指定されています。海岸保全区域は、443.4ha が指定されています。
- 浜松農業振興地域整備計画により、約 12,421ha の農地が農用地区域に設定され、基盤整備が実施されています。

### (2) 地域指標

#### ①人口と世帯数

- 人口は約 82.4 万人、世帯数は約 31.8 万世帯で、県下第 1 位の都市となっています（平成 21 年 10 月 1 日現在：住民登録、外国人登録による）。
- 少子高齢化が年々進行し、平成 12 年以降は老年人口（65 歳以上）が年少人口（15 歳未満）を上回っています。このまま推移すると、平成 27 年をピークに人口は減少に転じると予測されています。



## ②産業構造

- ・ 第1次産業の就業人口は、約2万人で、昭和60年以降減少傾向を示しています。
- ・ 本市は、輸送用機械機器などの製造業を中心とする第2次産業に、総就業人口の約37%が属しており、平成2年以降減少傾向にあるものの、全国平均と比較すると就業人口比率が高く、「ものづくり都市浜松」の特徴が表れています。

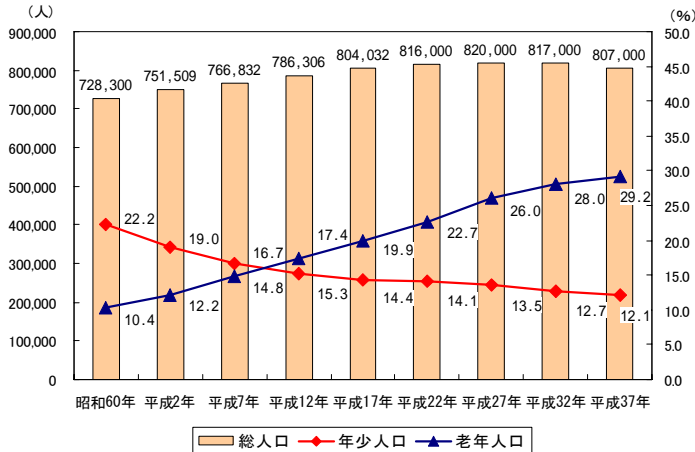


図2-7 人口推移と将来人口予測 資料：第2次浜松市総合計画

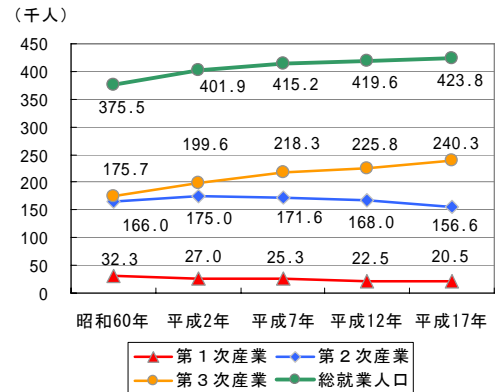


図2-8 産業別人口の推移 資料：国勢調査

## (3) 土地利用

- ・ 本市の地目別面積をみると、森林が102,826haで最も多く市域の7割近くを占めています。農用地は13,461haで市域の8.9%となっています。
- ・ 土地利用の分布は、天竜区と北区の北部に森林、北区の南部に樹園地、西区の三方原台地から浜北区及び西区と南区の海岸部に畑地、北区の都田川下流や東区に水田が分布しています。
- ・ 農地転用が進み、農地は年々減少しています。また、都市部の人口の増加に伴う郊外へのスプロール的な宅地開発や樹林地の分断が進んでいます。
- ・ 新東名高速道路等の開通により、都市的土地利用の拡大が予想されます。

表2-1 土地利用区分と構成比 (平成19年)

区分	面積 (ha)	構成比
農用地	13,461	8.9%
田	2,904	
畑	10,511	
採草放牧地	46	
宅地	11,856	7.8%
水面・河川・水路	4,906	3.2%
森林	102,826	68.0%
原野	79	0.1%
道路	7,391	4.9%
その他	10,598	7.0%
合計	151,117	100.0%

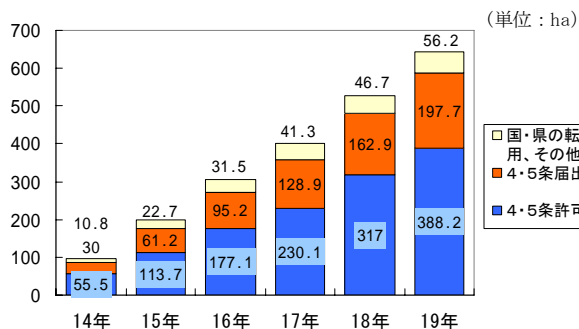


図2-9 農地転用面積の累計

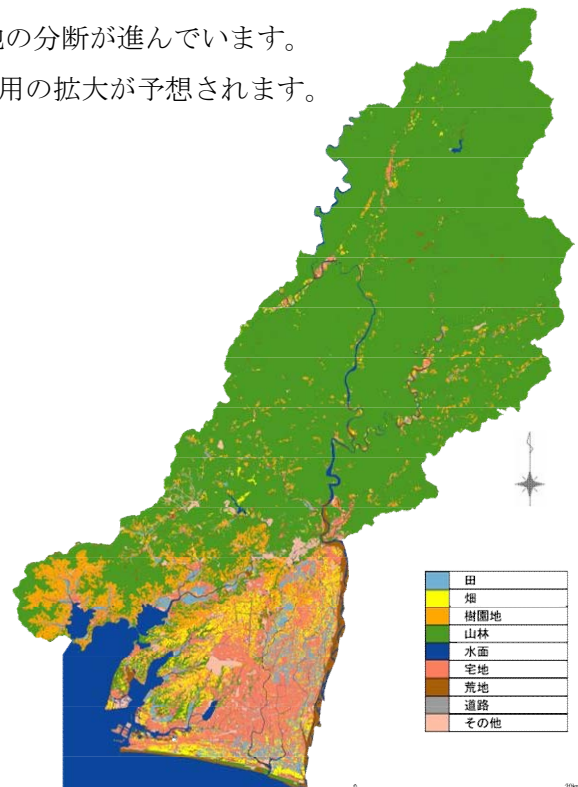


図2-10 土地利用現況図 以上資料：国土利用計画浜松市計画

## (4) 歴史・文化

### ①歴史

- ・ 本市の歴史は、本州で発見された唯一の旧石器時代の化石人骨である浜北人（上層人骨約 1 万 4 千年前、下層人骨約 1 万 8 千年前）に始まります。その後、市内各地で集落が形成されました。弥生時代になると、小区画を基本とした、水路を使って灌漑する稲作が普及しました。大きな環濠に囲まれた集落が形成され、耕地の開拓、用水の管理、戦争をとおして有力な指導者が現れ、「クニ」としてのまとまりができました。
- ・ 奈良時代にかけて、鉄製農具の普及や朝鮮から渡来した土木技術によって、ため池や条里の建設が進められました。市内には、条里制の跡が田の畦や水路、道路として残っています。
- ・ 平安時代になると、さらに大規模な開拓が起こり、優勢な寺社が所有する整然とした区画の荘園が成立しました。荘園には市場が誕生し、流通の拠点となりました。
- ・ 江戸時代の浜松は、東海道五十三次のほぼ中間の宿場として栄えました。西区の舞阪は今切渡しの渡船場の宿場町として栄え、北区の気賀には徳川家康によって姫街道（本坂通）の開所が創設されました。街道の一里塚や松並木が、特徴的な農村景観を形成していました。
- ・ 明治時代になると、水田を牛馬耕に適した長方形に整備し、暗渠を布設してかんがい排水を行い、畦や道路を整える畦畔改良が行われました。また、農業用水の公平な分配のため「円筒分水」といった分水工が整備されました。さらに、欧米の土木技術も導入され、外国人技師の技術指導を受けた金原明善は天竜川の直流化や三方原台地のかんがい計画を構想し、天竜川の治水工事や天竜区の山林の植林を行って、現在の天竜美林の礎を築きました。
- ・ 戦後になると、農業用水の確保や洪水調節、水力発電を目的としたダム建設が始まりました。水田は、ほ場整備によって大規模な排水施設が整備され、稲の品種改良も進み、米の生産量は向上しましたが、日本人の食生活の変化によって米の消費量が減少し、減反政策が行われるようになりました。さらに、高度経済成長により農地の転用が進み、減少していきました。

### ②資源循環

- ・ 江戸時代の都市は、世界に類をみない衛生的な都市であったとされ、稲作を基調とした社会システムの中で、し尿や生ごみといった有機物が農村で肥料として土に還り、都市に残ることがありませんでした。一年の農業のサイクルに合わせた資源の有効活用が行われ、循環型社会が形成されていました。浜松城下の宿場町においても、便所の下肥や灰などを大八車や牛車で運搬し、周辺の農村部で肥料として利用していました。
- ・ 河川では水車で菜種や胡麻等から油を絞っていました。また、谷あいから出る水を堰き止めた樋池からも水を引いて水車を回し、製粉、精米、搾油、糸のくだ巻きなどが行われていました。
- ・ 三方原台地は、明治時代まで人が住んでいない松林やススキの原野でしたが、農耕用の牛馬が多く飼われるようになったため、飼料の供給源として重要視され、敷知郡、長上郡、豊田郡、引佐郡下の多くの人々が入会地として利用しました。
- ・ 庄内半島の村々は、浜名湖の海藻（もく）を畑の肥料にしていました。海藻は重要な肥料として盛んに利用され、もくを売って生計を立てる人もいました。
- ・ 南部の砂地の畑では、地引き網で大量に獲れたいわしを干した「干鰯」、「ナガラミ」という巻貝をすりつぶしたもの、大量のエビを腐らせたものなどを肥料にしていました。

表 2-2 昭和のはじめ頃の浜松平野の農事暦

12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	月
脱穀 上がり (お祭りをする)	取穫	はずを作る		除草(8月まで3回) 農休み(9・10)	田植え	種まき とりのおくち(2)	田打ち(木田)	あぜぬり 田打ち(苗代)	稲床切り(いなぎ切り)		米づくり・行事 田打ちぞめ(1) 秋初め	
	麦											その他の作物
												里芋
												麦
												ヘチマ
												ショウガ
												トウガラシ
												タバコ
												養蚕
												秋蚕
												夏蚕
												春蚕(はるこ)

資料：博物館資料集2 米づくりの農具 浜松市博物館編

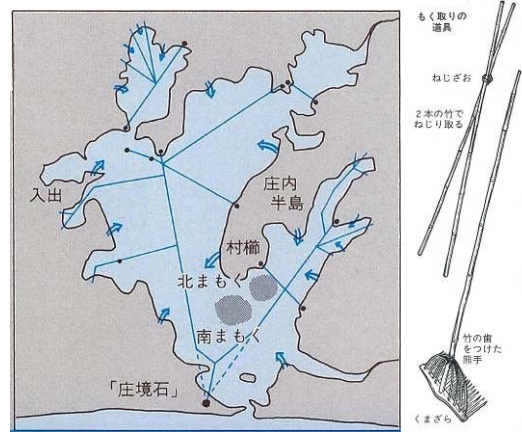


図 2-11 もく取り場の分割(左)、もく取りの道具「ねじざお」と「くまざら」(右)

資料：博物館資料集3 浜松の漁の道具 浜松市博物館編

### ③文化財

- ・ 現在、24 件の国指定文化財、79 件の県指定文化財、323 件の市指定文化財があります。
- ・ 農村地域に関わる無形民俗文化財としては、遠州地方に広く伝わる遠州大念仏、その一派の呉松の大念仏、滝沢の放歌踊、寺野のひよんどりや西浦の田楽といった三遠南信地域に伝わる民俗芸能、農閑期の娯楽として行われた農村歌舞伎などがあります。
- ・ 民俗文化財に指定されたもの以外にも、年中行事として五穀豊穰を願う神事や舞などが各地域で受け継がれています。

表 2-3 主な無形民俗文化財

名称	指定
西浦の田楽	国
寺野のひよんどり	国
川名のひよんどり	国
懐山のおくない	国
勝坂神楽	市
神沢のおくない	
花の舞(川合)	県
花の舞(今田)	
浦川歌舞伎	
横尾歌舞伎	県
雄踏歌舞伎万人講	
遠州大念仏	市
呉松の大念仏	県
滝沢の放歌踊	県
西浦の念仏踊	県



遠州大念仏



川合花の舞



図 2-12 主な歴史・文化に関する施設や伝統芸能

資料：浜松の旅サポートブック、浜松だいすきネット

#### ④多様な文化とその継承

- ・ 地域特有の自然環境の上に、山・海・街道や都市の特色ある暮らしが営まれ、うなぎ、ふぐ、お茶、みかん、地酒、遠州焼き等の多彩な食文化が育まれています。
- ・ 浜松の食文化と地域の産業を発展させるため、「農林水産まつり」、「浜松うなぎスタジアム」などのイベントを開催しています。また、浜松食育推進計画を策定し、「ふるさと給食週間」などの学校給食の地場産率の向上や、地域と連携した農林水産体験の実施、行事食や郷土料理といった食文化の継承を推進しています。
- ・ 中山間地域では、高齢化や過疎化の中で、地域活動の担い手が減少し、単一の集落だけではコミュニティ機能の維持が難しくなっている地域もあります。
- ・ 地域の歴史・文化に基づいた名称が残されています。

#### (5) 景観

##### ①原風景としての多様な農村景観

- ・ 急峻な山岳地形から遠州灘の海岸部まで、本市には地形や気候風土に応じた多様な農村景観が見られ、原風景を形成しています。



## ②減少する農村景観、原風景

- ・ 天竜区の山間地では、戦前まで焼畑が行われていました。集落周辺の里山は20年ぐらいのサイクルで管理され、雑木林、雑穀類の畑、根菜類の畑、牛飼いの放牧地など、多様な環境が分布し、生物相が豊かでした。
- ・ 戦後は、市域の7割を占める森林の大部分が「天竜美林」として知られるスギ・ヒノキの人工林となり、「天竜林業」と呼ばれる先進林業地、良質な木材の産地となっています。しかし、林業収入の減少による森林所有者の経営・管理意欲の減退や放棄によって、間伐などの適切な手入れが滞り、森林の公益的機能の発揮に支障をきたす可能性が心配されます。
- ・ 天竜川や馬込川流域には、水害と戦い続けた農村の歴史を物語る景観が見られます。流域の所々に、水利条件の悪い土地に多く見られる、水田の中に島状に畑をつくった島畑景観が残されていますが、ほ場整備（区画整理）により減少しています。また、ほ場整備に伴う乾田化、開発等により、ため池、遊水池、湿地、小川といった豊かな水辺環境も減少しました。
- ・ 遠州灘海岸には、クロマツの防風林と砂地の畑作景観が見られます。遠州灘の海岸は、16世紀後半から砂地の開拓や海岸防風林の造成が始まったと言われています。このような堤防は「どえ」（土居）と呼ばれ、集落に近い方から一番どえ・二番どえ・三番どえ・四番どえなどと呼ばれていました。各字で管理していた松林は、枝打ち、ごかき、下草刈りなどの作業を総出で行ったため、自然に管理が行き届き、砂地には「松露（しょうろ）」というきのこが生えて、「音羽松露」として明治時代の特産物となっていました。しかし、化石燃料の普及により松葉の需要が減少し、地域ぐるみの松林の管理が見られなくなりました。現在は松くい虫による松枯れが課題となっています。
- ・ 三方原台地には、アカマツ防風林と畑作景観が見られます。アカマツ防風林も、海岸のクロマツ林と同様の維持管理の課題を抱えています。また、戦後の三方原用水の整備によって、茶や馬鈴薯、大根などの栽培が盛んになり、遠州の空っ風と特産物の大根を組み合わせた漬大根のハザ掛け風景が姫街道沿いによく見られ、三方原の初冬の風物詩でしたが、現在はあまり見られなくなりました。

## (6) 観光レクリエーション

- 本市には、山地から海岸まで様々な環境資源が存在するため、それらを生かした多様で豊富な観光レクリエーション資源があります。
- 北部の山間地は、トレッキング、ハイキング、アユ釣りなどが楽しめるキャンプ場が整備されています。また、佐久間ダム、白倉峡など新緑や紅葉のドライブ、ツーリングスポットがあり、道の駅が整備され、地元の特産品が販売されています。大栗安の棚田、久留女木の棚田など、地域の特徴を活かした観光資源もあります。夏の天竜川は、アユ釣りの人々で賑わい支流の気田川や、くんまホテルの里、藤ノ瀬ホテル公園、的場などでホテルが見られます。
- 浜名湖周辺は、マリンスポーツのメッカで、釣りや潮干狩りが楽しめます。みかん狩りを始めとする観光農園も多く、はままつフラワーパークでは花のウォーキング、はままつフルーツパークでは収穫体験ができます。
- ものづくりの歴史や仕組みを楽しみながら学び、体験する産業観光が盛んです。醸造会社などの特産品の製造工程も見学できます。
- 豊富な観光資源を連携させ、地域に根ざした農業体験と合わせたグリーン・ツーリズム、旅行商品開発といった取組も行われています。
- 本市では、人々の心へ快適さや豊かさを、また、街へ潤いや彩りを与える音、かおり、光を環境資源として捉え、「浜松市音・かおり・光資源百選」を選定しています。

農村環境に関する資源としては、川や滝の水音、カエル・セミ・小鳥などの鳴き声、ツツジ・マンサク・桜・みかんなどの花のかおり、蛍の光などの自然環境資源や、獅子舞・お囃子・太鼓などの伝統芸能、新茶・アユ・キノコ・天竜美林・海苔・うなぎといった農林水産物が選ばれています。



道の駅くま水車の里



みかん選果場の産業観光



みかん狩り



図 2-13 主な観光レクリエーション施設

資料：浜松の旅サポートブック、浜松だいすきネット

## (7) 市民活動

- ・ 市内に主たる事務所を設置する NPO 法人は 185 団体で、このうち 70 団体が環境の保全に関する活動を行っています（平成 21 年 7 月末現在）。
- ・ 「農地・水・環境保全向上対策」は、平成 19 年度からスタートした制度で、農地・農業用水等の資源は、食料の安定供給や多面的機能の発揮の基盤となる社会共通資本であることから、これらの資源の適切な保全管理を行うとともに農村環境の保全等にも役立つ地域共同の効果の高い取組を促進しています。本市では 22 地区 1,592ha、7,124 名が参加しています（平成 22 年度現在）。例えば、三ヶ日町の大谷地区では、農地や法面の草刈りといった管理や水質調査、景観作物の播種、ビオトープづくりといった活動を実施しています。
- ・ 「しずおか棚田・里地くらぶ」は、農村コミュニティだけでは取組ができない地域に多様な人々を加えたボランティアを組織して活動するもので、浜松市では天竜区の大栗安、北区の久留女木が活動支援を受けています。天竜区大栗安の棚田では、「大栗安棚田倶楽部」による棚田の維持管理や休耕田の復旧、イベント開催など様々な活動が行われています。
- ・ 「一社一村しずおか運動」は、企業の社会貢献活動と農村コミュニティを連携するもので、平成 21 年度は県内で 17 地区 20 件の活動が認定されています。市内では、里山の保全や遊休農地の活用、地産地消の推進といった活動が、4 地区（天竜区大栗安、天竜区下阿多古、北区引佐町渋川、北区引佐町西久留女木）で行われています。



水田への配水のための堰づくり



農道への砂利補充



水田脇を利用したミニビオトープづくり

### 大谷地区の農村環境保全活動

資料：農地・水・環境保全向上対策ホームページ

## 2-4 生産環境

### (1) 農業の現状及び動向

- ・ 様々な地形・地質と自然環境を有する本市は、水稻、露地野菜、施設園芸、果樹、茶、畜産など多種多様な農業が営まれています。
- ・ 農業産出額（平成 18 年）は 540 億円で、全国 4 位です。農業産出額の主要品目別割合を見ると、果実類、野菜類、畜産、花き類、米の順となっており、野菜類は全国 13 位、果実類は全国 3 位、花き類は全国 2 位の産出額を誇ります。
- ・ 近年では、農家数の減少や農業従事者の高齢化、農産物価格の低迷などを背景とした耕作放棄地の増加、都市部の人口の増加に伴う郊外への宅地開発が進んでいます。農地は年々減少

を続け、住宅、農地、工場などが混在する地域も増えています。また、過疎化・高齢化による住民同士の共同活動や相互扶助、伝統文化の継承といったコミュニティ機能の低下が見られます。

- 山間部においては、基盤整備の遅れ、鳥獣被害の拡大等が見られます。耕作放棄地の増加とともに里山環境が悪化しているため、イノシシ、シカ、サル等による農作物への被害が頻発し、農業生産や農地が持つ多面的機能に支障をきたしています。
- 企業の農業参入にいち早く取り組むなど、企業経営のノウハウをいかした新しい農業が展開され始めています。
- 森林面積が広く、森林資源や廃棄物系・未利用系などの各種バイオマス資源が豊富に存在します。これらのバイオマス資源の利活用という、持続可能な社会づくりのための「浜松市バイオマスタウン構想」を策定し推進しています。

表 2-5 全国の市町村における農業産出額のベスト5

単位：千万円

順位	農業産出額			耕種計			果実			花き		
	都道府県名	市町村名	算出額	都道府県名	市町村名	算出額	都道府県名	市町村名	算出額	都道府県名	市町村名	算出額
1	愛知県	田原市	7244	新潟県	新潟市	6082	青森県	弘前市	3036	愛知県	田原市	3541
2	宮崎県	都城市	6983	愛知県	田原市	5566	山梨県	笛吹市	1720	静岡県	浜松市	782
3	新潟県	新潟市	6553	静岡県	浜松市	4563	静岡県	浜松市	1704	千葉県	南房総市	611
4	静岡県	浜松市	5405	茨城県	鉾田市	3890	和歌山県	紀の川市	1307	埼玉県	深谷市	555
5	茨城県	鉾田市	5393	青森県	弘前市	3771	福島県	福島市	1241	新潟県	新潟市	463

資料：静岡県の生産農業所得統計（2006年）

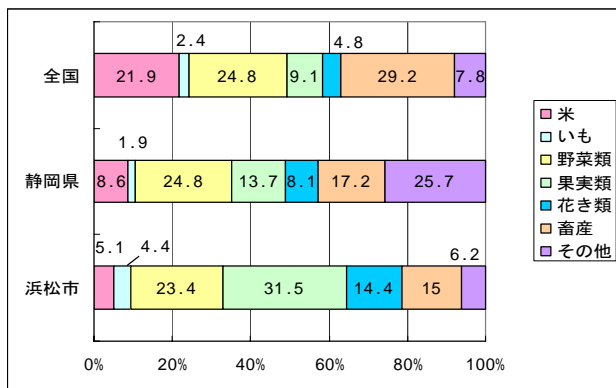


図 2-14 農業算出額に主要品目別割合 (2006年)

資料：生産農業所得統計

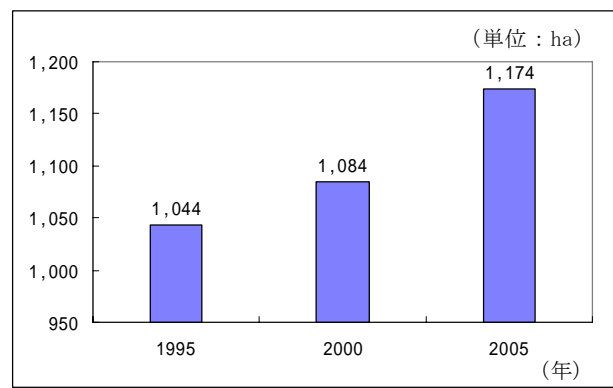


図 2-15 耕作放棄地の推移 (旧市町の値を合算)

資料：農林業センサス

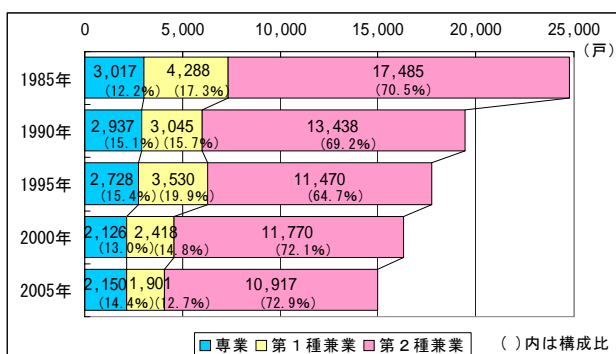


図 2-16 専業、第一種兼業、第二種兼業別農家数の推移 (旧市町の値を合算)

資料：農林業センサス

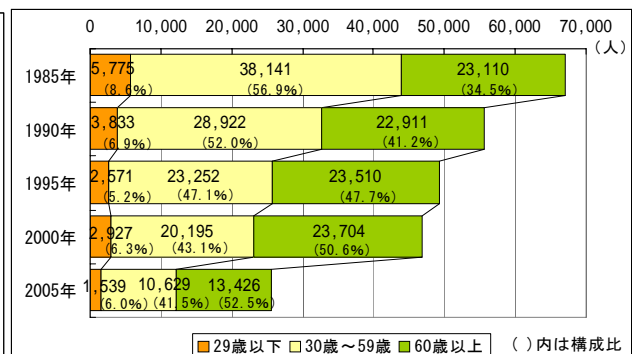


図 2-17 年齢別農業従事者の推移 (旧市町の値を合算)

資料：農林業センサス



## (2) 主な農産物

- ・ 本市の主な農産物は、農業産出額の多い順に、みかん、米、きく、肉用牛、メロン、茶（生葉）、生乳、鶏卵、ちんげんさい、かんしょ、豚、切り枝、ねぎ、ばれいしょ、セルリーなどです。
- ・ 中区は、ばれいしょ、だいこん、茶、はくさい、すいか等が生産されています。
- ・ 東区は、笠井地区や中ノ町地区で水稻のほかセルリー、葉ねぎ、ほうれんそう、鉢物の観葉植物等、積志地区でメロンが生産されています。近年、ちんげんさい等の栽培も盛んです。
- ・ 西区は、庄内・伊佐見・和地地区でガーベラ、きく等の花き栽培が盛んで「浜名湖の花」のブランドで知られています。トマトの施設栽培も行われています。神久呂地区では、大型ビニールハウスの施設栽培が盛んで、セルリー、ちんげんさい、サラダ菜、みつば、すいか等の産地となっています。篠原地区では、日本一早く出荷する「新たまねぎ」としての早生たまねぎ、かんしょが栽培されています。観光客を対象としたいちご、みかん等の観光農業も展開されています。
- ・ 南区は、芳川地区で水稻のほか、他産地に先駆けて栽培された温室メロンがあります。五島地区は、エシャレット栽培の発祥地で、全国有数の産地です。新津地区では、早生たまねぎ、葉ねぎ、かんしょ等が栽培されています。
- ・ 北区では、都田地区で温州みかんのほかピオーネ、なし等の果樹栽培や畜産が盛んです。三方原台地では、ばれいしょ、だいこん等が生産されてきました。細江町は日本有数のネーブルの産地です。ハウスみかんの生産が盛んなほか、都田川周辺には本市一番の水田地帯を形成しています。三ヶ日町は日本有数の青島みかんの産地で、畜産も盛んです。引佐町は温州みかんのほか、全国有数のほおずき産地です。小菊等の花きやアカシア、ユーカリ等の花木の生産も盛んです。渋川地区はお茶やしいたけの栽培が行われています。
- ・ 浜北区は、庭木・緑化樹・苗木・鉢物等を生産する全国有数の植木産地です。大平地区では次郎柿、なし、みかん等の果樹栽培が盛んです。ブルーベリー等の生産を行う農家もあり、多種多様な農業経営が行われています。酪農等の畜産も盛んです。
- ・ 天竜区は、お茶を中心に、しいたけも多く栽培されています。ちんげんさい、しきみ、じねんじよ等も栽培されています。

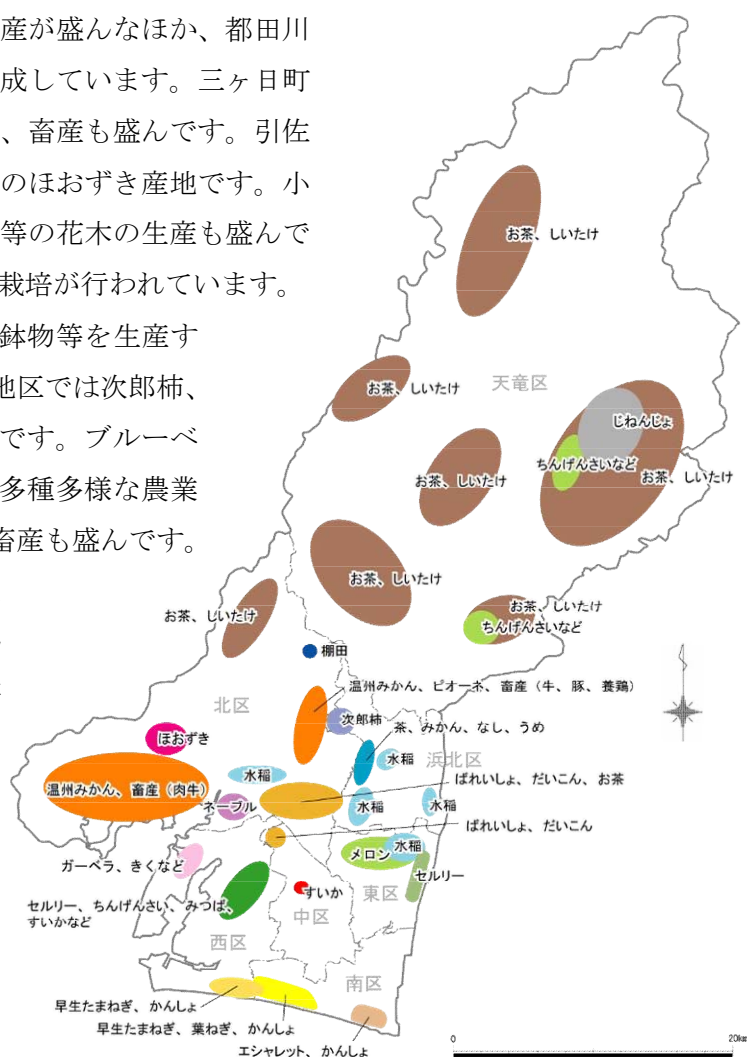


図 2-18 主な農産物 資料：浜松市農業振興基本計画

### (3) 生産基盤の状況

- 本市は、三つの国営事業を基幹とした県営、団体営あるいは非補助融資事業などにより、かんがい排水、農道整備及びほ場整備等の基盤整備を実施してきました。
- 三方原台地とその周辺の水田に農業・工業・上水道用水を導入する目的で実施された「三方原用水事業」は天竜川（秋葉ダム）から取水しています。天竜川下流地域の農業・工業・上水道用水などを確保するために実施された「天竜川下流用水事業」は、天竜川（船明ダム）から、浜名湖岸の樹園地に農業用水を供給するために実施された「浜名湖北部用水事業」は、都田川（都田ダム）から取水し、適正な水利用がなされています。しかし、近年は農業用水の基幹的水利施設の老朽化が進み、営農形態の変化により用水需要も変化しています。
- 農業農村には、野生動植物の生息・生育空間としての機能がありますが、増収や作業の効率化のために農薬や化学肥料の必要以上の散布や、ほ場整備によるパイプライン化や乾田化、用水路のコンクリート三面張化などを行ったため、その機能が低下しています。

表 2-6 三大国営事業

事業種目	受益面積 (ha)	主要工事の名称及び事業量
国営かんがい排水事業 (三方原用水)	5,918	取水工一式 用水路 42,846m 排水路 23,823m
国営かんがい排水事業 (天竜川下流用水)	12,027	取水工一式 用水路 103,698m 揚水機場 4 箇所等
国営かんがい排水事業 (浜名湖北部用水)	2,427	頭首工一式 用水路 55,120m 揚水機場 5 箇所



図 2-19 三大国営用水事業と水系図

## 2-5 農村環境に対する市民の意識

計画の策定にあたり、農業・農村の持つ役割や身近な環境、これからの環境づくりなどに関する基礎資料を得ることを目的として、市民や農業関係者の方からご意見をいただくためにアンケート調査を実施しました。ここでは、調査結果の概要を示します。

表 2-7 調査方法

区分	市民アンケート調査	専門家アンケート調査
調査対象	浜松市在住の 15 歳以上の市民	地域の農業・農村環境と関わりのある専門家や関係者団体
標本数	4,000 人	166 人
抽出方法	地区別による無作為抽出	市内の学校教師、土地改良区、市民活動団体、農業委員、青年農業士、名誉農業経営士、農業経営士、農山漁村ときめき女性代表者、農地・水・環境保全向上対策の活動組織
調査方法	・無記名自記式 ・郵送による配付、回収	・記名自記式 ・郵送による配付、回収
調査期間	平成 21 年 10 月 16 日～ 平成 21 年 11 月 6 日	平成 21 年 11 月 4 日～ 平成 21 年 11 月 20 日
回収結果	1,202 人 (回収率 30.1%)	98 人 (回収率 59.0%)

### (1) 農業・農村の持つ役割について

- ・満足度：「食料供給の場として」の満足度は高いが、「メダカやホタルなど身近な生物を育む場として」や「健康づくりや休養等のレクリエーションの場として」の満足度は低い。
- ・重要度：「食料供給の場として」「水や空気をきれいにしたり地域の温暖化を抑制する場として」「メダカやホタルなど身近な生物を育む場として」の重要度が高い。

【問 2】農村の役割について

単位：% (n=1,300)

	問2-1 現在機能しているか (満足度)						評価点	問2-2 その役割は重要か (重要度)						評価点
	十分に機能している	まあ機能している	どちらともいえない	あまり機能していない	ほとんど機能していない	不明		非常に重要	重要	どちらともいえない	あまり重要でない	重要でない	不明	
ア 食糧供給の場として	9	48.8	18.0	17.3	3	4	0.5	42.7	40.2	10.5	11.4	1.3		
イ 洪水や土砂災害から守ったり被害を軽減したりする場として	4	28.1	39.8	16.5	7	5	0.0	26.2	38.4	23.2	5	2	5	0.9
ウ 水資源をかん養する場として	5	28.5	35.2	18.0	8	5	0.0	24.1	41.2	22.4	4	2	6	0.9
エ 水や空気をきれいにしたり、地域の温暖化を抑制する場として	7	34.9	29.6	18.3	6	5	0.2	36.6	42.3	13.5	2	1	5	1.2
オ メダカやホタルなど身近な生物を育む場として	3	19.6	20.9	31.3	20.4	4	-0.5	27.5	46.7	16.7	3	2	4	1.0
カ 美しい風景によるうるおいの提供場所として	7	29.6	29.6	21.8	7	5	0.1	22.7	48.2	20.5	2	2	5	0.9
キ 健康づくりや休養等のレクリエーションの場として	4	22.0	31.5	26.3	12.2	4	-0.2	11.8	40.9	32.5	7	3	5	0.5
ク 地域の助け合い、人とのつながりを維持する場として	4	27.9	33.8	20.9	9	4	0.0	17.6	43.7	27.1	5	2	5	0.7
ケ 地域の文化や伝統を受け継ぐ場として	2	25.4	36.7	20.7	10.6	4	-0.1	16.2	41.6	30.0	5	2	5	0.7
コ 子どもや青少年の体験教育、環境教育の場として	4	25.7	31.9	22.4	11.5	4	-0.1	23.7	48.3	19.0	3	1	5	0.9
平均値							0.0						0.9	

※評価点：選択肢ごと点数化 (+2, +1, 0, -1, -2) し、加重平均により評価点を算出

図 2-20 農業・農村の持つ役割

## (2) 身近な環境について

### ①身近な動植物の状況

- ・分からない、知らない：「タイコウチ」「ブルーギル」「ヤリタナゴ」「カワニナ」「コアジサシ」などが分からないと答えた人が多い。年代による差が大きく、特に若年層で分からないと答えた人が多い。

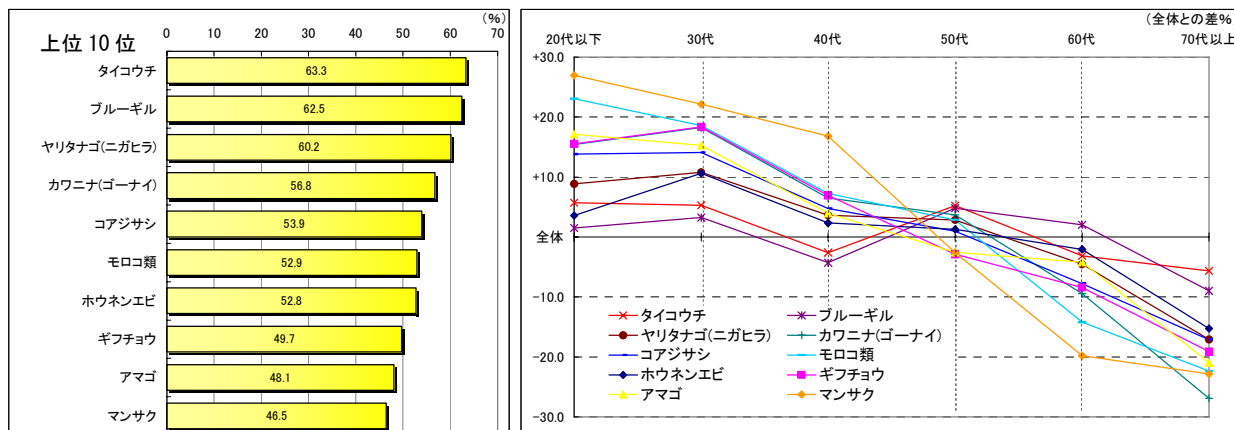


図 2-21 分からない、知らない身近な動植物

- ・以前よりも見られない (減ったと思う)：「ゲンゲ (レンゲ)」「アキアカネ (アカトンボ)」「カブトムシ」「オニヤンマ」「メダカ」などが減ったと感じている人が多い。

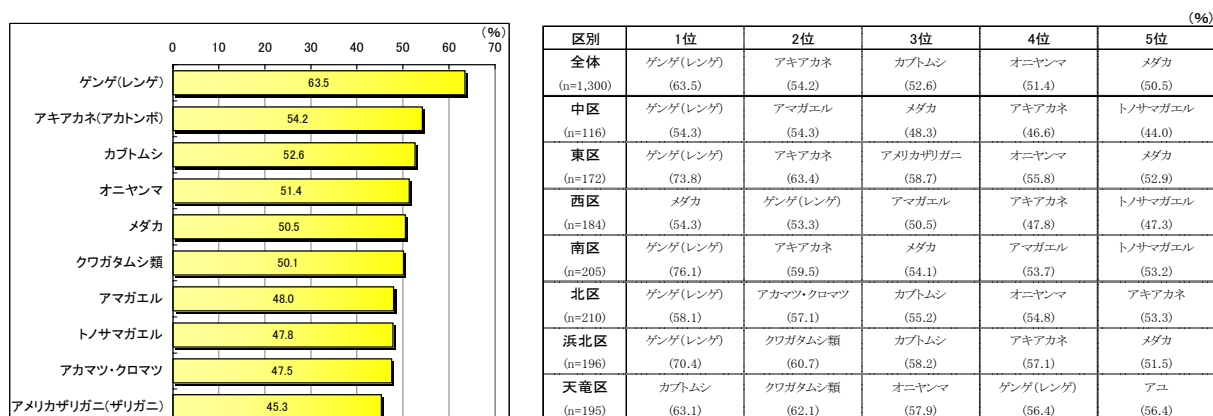


図 2-22 以前よりも見られない身近な動植物

## (3) 農村にある資源について

- ・自然環境：「浜名湖」「中田島砂丘」「天竜川」「天竜の森林」「阿多古川」などを誇りに思っている人が多い。
- ・農地・里山：「三ヶ日のみかん山」「山間地の棚田・段々茶畑」「身近な水田・水路」「三方原台地の畑」「旧街道（東海道・姫街道）沿いの農地」などを誇りに思っている人が多い。
- ・農村の祭り・伝統行事：「遠州大念仏」「地域の祭り」「横尾歌舞伎」「西浦の田楽」「寺野・川名のひよんどり」などを誇りに思っている人が多い。

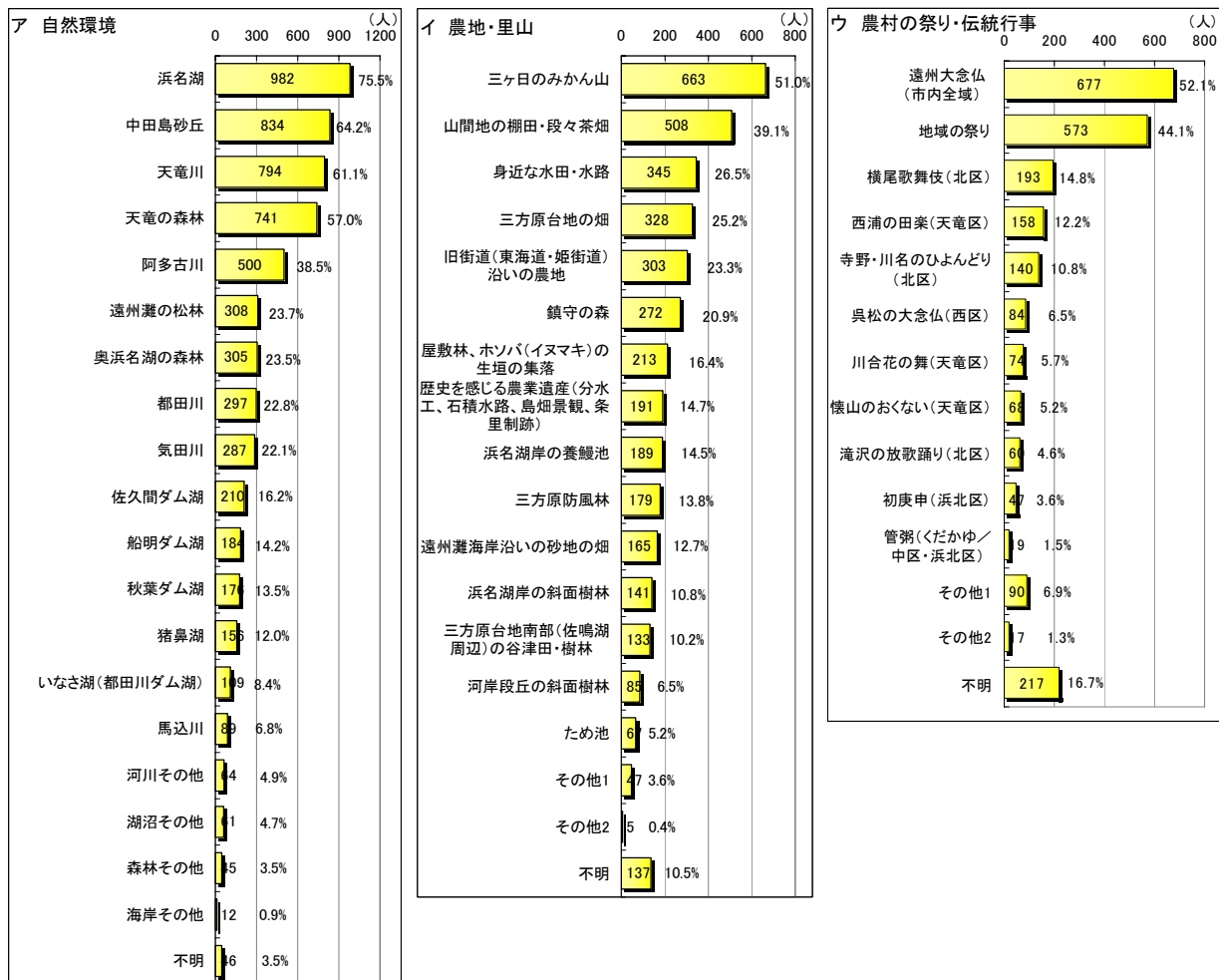


図 2-23 農村環境にある資源

(4) 農村環境に関する問題点と改善方法について (専門家調査のみ)

- ・「森林や農地の減少や荒廃」、「身近な生き物の減少」、「池や川・水路などの汚れ」などに問題があると感じている人が多い。

(5) これからの農村の環境づくりについて

①行政に期待する取組

- ・「農林業を支援することを通じて農地や森林を守る」「川や水路、池を保全し、また親しめる水辺を増やす」「開発を制限したりして農地や森林を守る」「水路や池などの整備は、できるだけ自然に近い工法で行う」「水をきれいにするため下水道や合併浄化槽の普及などを進める」などに期待する人が多い。

## ②市民活動への参加意向（市民調査のみ）

- ・「市民農園や家庭菜園などでの野菜づくりや花づくり」「草刈りや清掃活動などの環境保全活動への参加」「自然観察会など自然とふれあうイベントへの参加」「子どもに農業体験や自然観察会へ参加させたい」「地域の伝統文化行事などへの参加」などへの参加意向が多い。

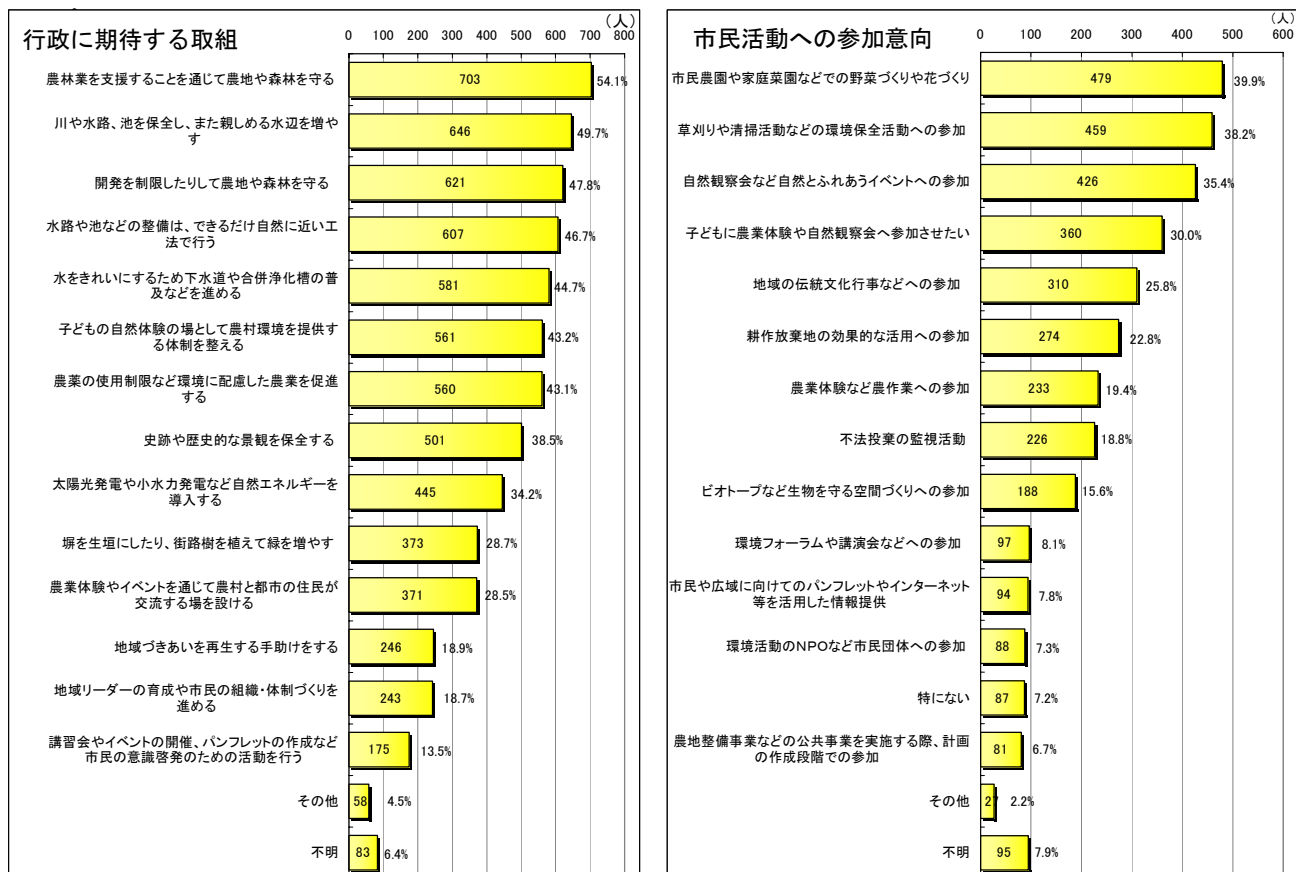


図 2-24 市民活動への参加意向

## (6) 自由意見

- ・「農業振興」や「担い手育成・後継者対策」、「耕作放棄地対策」の必要性に関する意見が多い。

## 第3章 地域の環境の評価

### 3-1 環境資源別の評価

農業農村整備事業に関わる環境資源を、自然環境、社会環境、生産環境別に、保全すべき資源、または改善・復元すべき資源に分けて環境特性を整理しました。

表 3-1 環境資源別の評価

環境資源	評価		環境特性	
	保全	改善 復元		
<b>自然環境 【生物多様性】【景観】【自然循環機能】</b>				
気象	国内有数の日射時間、遠州の空っ風バイオマス	○	活用 本市は国内有数の日射時間を誇り、遠州の空っ風、多量かつ多様なバイオマスなどの豊富な新エネルギー源に恵まれています。太陽光発電、風力発電やバイオマスなどの新エネルギーの利活用は徐々に増加していますが、十分な導入量とはいえません。	
地形	自然環境のネットワーク構成(地形、水系、植生)	○	市域の北部・中部の山地から丘陵地にかけて広がる森林、天竜川沿いの自然、扇状地の水路網、遠州灘沿岸の自然、都田川・浜名湖の自然、浜名湖東岸の谷斜面の樹林、三方原台地崖線の斜面樹林、三方原防風林のまとまりなどが、本市の特徴的な自然環境のネットワーク構成です。このように多種多様な空間が入り組んでおり、生物の生息空間となっています。地域ごとに特徴ある自然景観を形成しています。	
水環境	天竜川	○	天竜川の中流部と支流を含む溪流には、アマゴ、イワナなどの魚類が生息しています。下流域は、砂礫河原が広がりコアジサシの営巣地、瀬はアユの産卵床として利用され、河口部の湿地にはヨシ群落が見られ、汽水性の魚介類も生息しています。支流には阿多古川、気田川、水窪川などの清流があります。	
	浜名湖	○	汽水湖である浜名湖は、多くの魚類、甲殻類、貝類や水鳥などが生息する豊かな自然環境となっています。出入りの多い湖岸線をもち、周辺の森林、田園景観を背景に美しい景観が残されています。アンケート調査結果では、農村にある自然環境資源の中で最も誇りに思う資源として選ばれています。	
	都田川	○	都田川ではヒヌマイトンボやヤリタナゴといった、静岡県では他に余り見られないような種が生息するなど多種・多様な種の生息・生育環境を形成しています。	
	丘陵地、三方原台地縁辺の湧水	○	○	丘陵地や三方原台地の裾には、豊富な湧水が見られ、下流の水路や湿地帯を含め、トノサマガエルやゲンジボタル、ドジョウなど豊かな生物相が見られます。しかし、周辺環境の変化などによって湧水量は減少しています。
	遠州灘海岸	○		中田島砂丘は市指定天然記念物のアカウミガメの産卵地、コアジサシの営巣地であり、海浜植物が見られます。美しい砂丘景観を形成しています。
樹林地	天竜区、北区北部の山林	○	○	北部の山林は、本市のみどりの核であり、水源かん養、CO2吸収、土砂災害防止、生物多様性の保全など多面的な機能を持っています。そのほとんどは先人の努力により形成された天竜美林と呼ばれるスギ・ヒノキの植林で、一部には落葉樹と常緑樹の混合林が残っています。山林には哺乳類や猛禽類などが生息しています。 適切に手入れされた山林は美しい景観を呈していますが、手入れがいきとどかないため荒廃し、土砂流出やイノシシ、シカ、サルなどによる鳥獣被害の拡大などの問題を引き起こす山林が増加しています。
	県立森林公園	○		広大な丘陵地にアカマツ林が広がっています。下草として暖地性植物が見られます。シラタマホシクサなどの湿性植生が見られます。
	奥浜名湖の山林	○		スギ・ヒノキの植林はあるものの常緑樹や落葉樹の二次林が残っており、比較的自然度の高い地域だといえます。マンサクやヤブツバキの群生地が残り、雨生山一帯の蛇紋岩地帯特有の草地はヒメヒカゲなどの固有種の生息環境となっています。

(つづき)

環境資源	評価		環境特性	
	保全	改善 復元		
<b>自然環境 【生物多様性】【景観】</b>				
樹林地	三方原台地 縁辺部の斜面 樹林	○	○	天竜川河岸段丘の斜面樹林は、本市の南北をつなぐみどりの軸であり、三方原台地を刻む谷斜面の樹林は、市街地近郊の貴重な里山環境です。落葉樹・常緑樹の二次林が見られます。 これらの斜面樹林は、様々な生物の生息空間であるとともに、特徴ある農村景観を形成していますが、開発や手入れ不足により年々減少しています。
	遠州灘の防 風林 三方原防風 林	○	○	遠州灘海岸沿いのクロマツの防風林や砂丘列(どえ)は、先人たちの努力により守り育てられてきましたが、近年、松の劣化が深刻化しています。かつては、燃料や肥料とするため松の落ち葉かき(ごかき)により管理が行き届いていましたが、定期的に人の手が増えられなくなったことによる生育の阻害や松くい虫の発生が原因です。 三方原台地のアカマツ防風林も開拓の歴史を伝える資源ですが、同様に松枯れが進行しています。 これらの防風林は、防風林としての機能だけでなく、動植物の生息空間や本市の原風景の重要な要素となっているため、その喪失が問題となっています。
	竹林		○	かつて竹林はタケノコ、竹材の生産に活用されてきましたが、輸入タケノコの増加やプラスチック製品の普及などにより価値が低下したため放置され、過密・拡大化の問題が生じてきました。放置された竹林は暗く、植生が単調になり、生物の生息環境として多様性に乏しくなります。テングス病にかかっている箇所も見られます。また、保水力が乏しいため、表土流出も懸念されます。放置された竹林は里山の樹林地に拡大しており、中山間地においては鳥獣被害を招く原因にもなっています。
	社寺林、屋敷 林、生垣等	○		都市的地域では、本来の自然植生はほとんど見られませんが、一部は社寺林などとして残存しています。また、遠州地方特有の“空っ風”を防ぐホソバ(イヌマキ)垣の屋敷林は、特徴的な農村景観であると同時に、鳥類の移動や昆虫類が生息する飛び石状のコリドーとなっています。
<b>社会環境 【歴史・文化】【景観】【農村コミュニティ】</b>				
観光レクリエーシ ョン資源	○		市北部の山間地では、変化に富んだ山々、清流、棚田など豊かな自然環境を生かして、トレッキング、キャンプ、カヌー、釣りなどが盛んです。 静岡県の名勝である浜名湖を含んだ周辺地域は、県立自然公園に指定され、美しい景観と自然が保全されています。釣りや潮干狩りが楽しめます。三方原台地や浜名湖岸地域ではいちご、みかんなどを収穫できる観光農園があります。 これらの地域の多様な農林漁業、景観、歴史文化の資源を有機的に結び付たグリーン・ツーリズムを推進し、交流人口の拡大、地域の活性化が望まれます。	
歴史資源	○	○	条里制の跡が田の畦や水路、道路として残っている箇所があります。江戸時代には街道の一里塚や松並木が特徴的な農村景観を形成していました。現在でもその一部が保全されています。 天竜川や馬込川流域には、水と戦った農村の歴史を伝える景観が見られます。水利条件の悪い土地には、水田の中に島状に畑を作った島畑景観が残されていますが、ほ場整備や区画整理により減少しています。	
伝統技術	○		明治時代に全国に販路を拡大した遠州縮が、本市の伝統工芸として受け継がれています。	
伝統行事	○		農村では、農事暦に即した様々な年中行事が行われてきました。簡素化されたものもありますが人々の生活の中に根付いています。 アンケート調査結果では、誇りに思う農村の祭り・伝統行事の第一位に、遠州大念仏が選ばれました。五穀豊穡を願う神事や舞は、市内各地で受け継がれています。天竜区や北区引佐町では、神楽や田楽、ひよんどり、おくないなどの祭礼や農村歌舞伎などが伝承され、全国的に貴重な伝統芸能の宝庫となっています。しかし、担い手の減少が問題となっている地域もあります。	



(つづき)

環境資源	評価		環境特性
	保全	改善 復元	
<b>社会環境 【歴史・文化】【景観】【農村コミュニティ】</b>			
地域文化	○		<p>地域特有の自然環境の上に、山・海・街道や都市の特色ある暮らしが営まれ、多彩な食文化が育まれています。浜松の食文化と地域の産業を発展させるためのイベントが開催されています。地域に根付いた名称は、歴史文化を継承する大切なものです。</p> <p>利便性や多様性が実現する一方で、家族で一緒に食卓を囲む機会の減少、伝統的食文化の喪失などの問題があります。また、中山間地域では、高齢化や過疎化の中で、地域活動の担い手が減少し、単一の集落だけではコミュニティ機能の維持が難しくなっている地域もあります。</p>
市民活動	○		<p>市内では多くの市民団体が環境保全に関する活動を実施しています。</p> <p>地域住民による農地・農業用水等の資源の適切な保全管理、農村環境の保全を目指した農地・水・環境保全向上対策の活動は、現在約 20 団体が活動を実施しています。また、中山間地域等直接支払制度を活用した取組も行われています。</p> <p>地域外の多様な人々を加えた活動としては、市民、学校などのボランティアによるしずおか棚田・里地くらぶや、企業の社会貢献活動と連携する一社一村しずおか運動が行われ、都市との交流促進が図られています。</p> <p>今回の市民アンケート調査で、よりよい農村環境をつくっていくために参加・協力したい活動をさいたところ、「市民農園や家庭菜園などでの野菜づくり、花づくり」、「草刈りや清掃活動などの環境保全活動への参加」「自然観察会など自然とふれあうイベントへの参加」など、回答者の 8 割を超える人が何からの活動に参加・協力したいと答え、農的生活へのニーズが伺えます。</p>
<b>生産環境 【生物多様性】【景観】【自然循環機能】</b>			
まとまりのある農地	○		<p>北区南部の樹園地、三方原台地から浜北区及び西区と南区の海岸部に畑地、北区都田川下流や天竜川扇状地に水田が分布しています。基礎となる周辺地形とともに保全が必要です。</p>
主な農産物	○		<p>多様な地形と自然環境を有する本市は、多種多様な農業が営まれ、農業産出額は 540 億円で全国第4位です。品目別の農業産出額をみると、みかん、米、きく、肉用牛、メロン、茶(生葉)、生乳、鶏卵、ちんげんさい、かんしょ、豚、切り枝、ねぎ、ばれいしょ、セルリーの順になっています。特にみかんの産出額が圧倒的に高いことと、花き類の産出額が高いことが特徴です。</p>
山間地の棚田	○		<p>都田川上流の中山間地には、歴史と文化を継承する棚田があり、美しい農村景観となっています。石積の自然石や積み方は地域ごとに特徴がみられます。土砂崩壊防止、洪水防止の国土保全機能を持っています。水生昆虫や両生類などが生息し、豊かな生態系を形成しています。地元組織と企業・都市住民との交流による棚田保全活動が行われています。一方、耕作放棄地が増加し、鳥獣被害の拡大が見られます。</p>
山間地の茶畑	○		<p>山地の冷涼な気候を生かした山のお茶の産地です。地形に沿っているため表土の保全が図られます。山林に囲まれた傾斜地の茶畑・集落の景観は、地域固有の農村景観です。特に春野町は有機栽培茶の産地であり、協議会により様々な積極的な取組が行われています。一方、耕作放棄地が増加し、鳥獣被害の拡大が見られます。</p>
三方原台地の畑	○		<p>三方原防風林に守られた畑では、赤土を生かしたばれいしょやだいこん等の農産物が生産されています。</p>
三ヶ日のみかん山	○	○	<p>ホソバ(イヌマキ)垣や自然石の土留に囲まれたみかん畑は、特徴的な農業景観です。また、猪鼻湖を見下ろす眺望に優れた場所です。アンケート調査結果でも、誇りに思う資源に農地・里山の中で最も多く選ばれました。</p> <p>しかし、土壌がむき出しとなる伝統的な清耕栽培であるため、表土の流亡や肥料の流出が下流域、最終的には猪鼻湖へ負荷を与えていることが問題となっています。園内の植生は単一的なものになっています。</p>
谷津田	○	○	<p>三方原台地南端部や浜名湖東岸地域には、谷津田が残っている箇所があります。かつては、ため池、樹林地、谷津田が一体となって存在し、多様な生物生息空間となっていました。しかし、多くの谷津田が耕作放棄され、荒れた状態になっています。</p>

(つづき)

環境資源	評価		環境特性
	保全	改善 復元	
<b>生産環境 【生物多様性】【景観】【自然循環機能】</b>			
遠州灘海岸沿いの砂地の畑	○		海岸林に守られた砂地の畑では、作物が埋まらないように砂を堆積させる堆砂垣を設置して、砂地特有のたまねぎ、エシヤレット、かんしょ等の野菜を栽培しています。
耕作放棄地		○	生産性や効率性の追求、農業後継者不足などから、耕作放棄された農地が増加しています。農業の営みによって維持されてきた多様な環境が失われつつあります。
ため池	○	○	ため池は、浜北区から北区の丘陵地、三方原台地の谷斜面に点在しています。稲作の人の関わりの中で、周囲の水田や樹林と一体となって、水生植物や水生昆虫、魚類などが生息する二次的な水辺環境を形成しています。 利水機能に加え、親水的な利用も見られます。中には外来種の放流により、在来種の減少が問題となる箇所もあります。
ほ場整備		○	土地基盤の総合的な整備が行われています。一般的に整備された農地は広大な面的な広がりを持ち、地域における自然環境や景観に多大な影響を与えました。大規模化による畦畔の消滅、水路のコンクリート化、パイプライン化、乾田化により、農地に生息する生物の減少を招きました。 そこで、地元住民の協力により、生物の生息環境や自然ネットワークの保全に配慮した多自然工法を用いた改修や、冬期湛水水田による餌場の確保などを計画している箇所もあります。
土水路、自然素材(自然石、木材)の水路	○		わずかに残る土羽水路は、植物の生育場所として、また、両生類、は虫類、貝類などの産卵場所として貴重な空間です。また、自然石や木材の多孔質な水路も水生生物の生息環境や小動物の移動経路となっています。
コンクリート水路 パイプライン		○	コンクリート三面張やパイプラインによる画一的で直線的な整備により、管理が安易になった反面、生物の生息環境としての機能や水質浄化機能の低下、周辺に住む動物の移動経路の分断を招いています。また、ほ場整備や排水対策により水田と排水路、河川と排水路の落差が大きくなり、生物の行き来が分断されています。
乾田		○	水田の乾田化は、農業機械の利用や転作利用など生産性の向上に果たした役割は大きい反面、排水施設による土壌の乾燥化により田で冬を越していた生物や、水溜まりで産卵していた生物を減少させ、生息空間としての機能が低下しています。
畦畔	○	○	土羽の畦畔は、草が覆い、水生昆虫の貴重な産卵の場となっています。一方、水田の大規模化による畦畔の減少や畦畔のコンクリート化が見られ、野草や昆虫類が減少しています。
未利用バイオマス		○ 利用	農作物残さとしては、果樹剪定枝、稲わら、もみ殻などがあります。特に、果樹剪定枝は多くが農場で粉碎され土壌鋤込されていますが、堆肥化などの利活用方法を検討する必要があります。 かつて浜名湖の海藻(もく)を畑の肥料に利用したり、大量に獲れた小魚や貝殻を畑の土壌改良材として利用していました。これらは現在利用されていませんが、漁業と農業が連携する地域循環システムだといえます。
環境保全型農業への取組		○	農業や化学肥料は、生産性の向上に果たす役割が大きい反面、必要以上の散布などにより環境負荷が増加し、有機的連携による物質循環が損なわれています。環境保全型農業への取組は、環境への意識の高い農家で行われていますが、十分とはいえない状況です。
身近な動植物	○	○	農業の営みとともに農地には様々な動植物が生息してきました。特に水田や水路は、トノサマガエル、タガメ、ゲンゴロウ、ホタル、ドジョウ、メダカなどの多様な生物を育んできました。しかし、農業技術の近代化や外来種の影響などにより、生物が減少し、絶滅の危機に追い込まれているものもあります。アンケート調査結果をみても、生物の減少傾向や生物への関心が薄れてきていることがわかります。農業技術と生物の因果関係が明らかになっていないことも問題です。

### 3-2 環境資源マップ

環境資源として、植生、生物生息域、歴史・文化資源、景観上の特徴地点、その他地域の景観を構成する資源を挙げ、図上に整理すると下図のようになります。



図 3-2 環境資源マップ

## 第4章 関連計画等の整理

### 4-1 関連計画

計画の策定にあたっては、市の関連計画について整理し、環境保全に関する基本的な考え方や各種の振興方針などとの整合性に配慮しています。

#### 【 第2次浜松市総合計画 】

総合計画は、都市の基本理念や将来像、その都市像を実現するための政策の方向性を示した計画です。本計画と関わる事項としては、農林水産業の産地力の強化、生物多様性の保全と持続可能な利用の推進が挙げられます。

計画期間	基本構想：平成19年度～平成26年度（8年間） ※平成23年度に改正 都市経営戦略：平成23～26年度（4年間） ※第1次都市経営戦略の期間は平成19～22年度
都市の基本理念	1 民主主義に基づく自治の実践 2 社会関係資本を基盤とした市民協働によるまちづくり 3 将来の飛躍に向けた「ひとつの浜松」の形成 4 都市の成長と環境の保全が両立する持続可能なまちづくり 5 新たな価値や人材を生み出す創造都市の確立
都市の将来像	市民協働で築く「未来へかがやく創造都市・浜松」

#### 【 浜松市農業振興基本計画 】

本市農業行政におけるマスタープランと位置づけ、体系的な施策の展開を図り、総合的かつ計画的に推進するための指針となる計画です。農村環境計画は、特に、農地と水の確保、農業と環境の共生に関連しています。

計画期間	平成21年度～平成30年度（10年間）
基本理念（将来像）	みんなで支え 次代につなぐ はままつ農業 ～笑顔あふれ 明日を拓く～
基本方針	1 「人」 担い手の育成・確保 2 「農地」 農地と水の確保 ○ 農業水利施設やほ場整備等の農業生産基盤の整備を推進します ○ 担い手への農地の利用集積（利用権設定）を推進します ○ 優良農地を確保していくため、耕作放棄地の解消を推進します 3 「生産」 豊かな産地の育成 4 「環境」 農業と環境の共生 ○ 環境保全型農業等、環境に配慮した農業の推進を通じ、農業と環境の共生を推進します ○ 持続性の高い農業を展開していくためにエコファーマーの育成を推進します 5 「流通」 食の安全性とブランド化 6 「連携」 農商工の連携 7 「交流」 魅力ある都市と農山村交流

## 【 浜松農業振興地域整備計画 】

農業振興地域の整備に関する法律に基づく、農業振興地域内の農用地利用に関する計画です。本計画の対象である農業農村整備事業は、農業振興地域整備計画に基づいて整備が行われます。

計画期間	平成 21 年度～（概ね 10 年間）
土地利用の 構想	<p>増加する地域の振興上必要となる様々な非農業的土地需要に対して、農業的土地利用との調整を図りつつ優良農地の確保・保全に努め、秩序ある土地利用を図っていく。</p> <p>特に増加している耕作放棄地に対して、農地の流動化による担い手への集積や、特定法人への貸付、市民農園利用、放牧利用、農業振興関連施設のための農業用地としての活用など農地の状況に応じた施策の展開により、その解消を図るものとする。</p> <p>また、集団的に保全されている優良農地は、農業生産基盤整備や農地の流動化を促進しながら一層の生産性の向上に努める。一方、中小規模の農地においても無秩序な開発を抑制しつつ、意欲的に農業に取り組む農業者の意向等を踏まえながら限りある資源としての効率的な利用を推進する。</p>

## 【 浜松市森林・林業ビジョン 】

中長期的な視点に立った森林と林業のあるべき姿（将来像）や森林経営・管理の方向などを明らかにした計画です。本計画と関連する項目は、林業と他の産業との連携による新たな取り組み、里山林や竹林、海岸防風林の経営管理、鳥獣害防止が挙げられます。

計画期間	平成 19 年度～平成 26 年度
理 念	価値ある森林の共創
目 標	<p>【森林】 持続可能な森林経営・管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「育てる林業」から「売る林業」への進化</li> </ul> <p>【市域】 森林でつながる循環型社会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 森林を生かす新たな取り組みの展開</li> <li>・ 森林産業の創出</li> <li>・ 多様な主体の参加</li> </ul> <p>【市民】 森林とふれあう市民の快適生活</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市民一人ひとりの森林経営・管理への参加</li> </ul>

## 【 浜松市環境基本計画 】

環境基本条例に基づいて、国や県の環境基本計画や浜松市総合計画などの上位計画を始めとする各種計画と連携を図り、本市における環境行政を、総合的かつ計画的に推進するための計画です。本計画は、農業農村整備事業における環境計画として位置づけられ、特に循環型社会の創造、自然との共生に関連しています。

計画期間	平成 20 年度～平成 26 年度
基本目標	水と緑と光が響きあう環境共生都市 ～次世代に、豊かな暮らしを継承するために～
基本方針	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 循環型社会を創造する</li> <li>2 健全で豊かな生活環境を保全する</li> <li>3 自然と共生する都市を築く</li> </ol> <p>(1)森林・農地の公益的機能の増進 (2)河川・湖沼・海岸の環境保全</p> <p>(3)生物多様性の維持 (4)水と緑に親しむ空間の創造</p> <p>(5)景観の保全と創造 (6)歴史的・文化的遺産の保全と活用</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>4 市民とともに実践する</li> <li>5 地球環境の保全に向け行動する</li> </ol>

## 【 天竜川・浜名湖環境共生計画 】

浜松市環境基本計画に対する自然環境分野の個別計画として、天竜川、浜名湖の豊かな自然環境を次代へ継承していくために、その保全を図るとともに、賢明に利用していくことにより、価値を見いだして持続可能な発展を目指すための計画です。本計画と関連する項目としては、特に、環境資源の次代への継承、環境資源の価値の向上が挙げられます。

計画期間	平成 19 年度～平成 26 年度
目 標	「環境資源の価値創造」を通じて「持続可能な発展」「賢明な利用」の実現を図り、浜松市のまちづくりや社会づくりを支えていく
基本方針	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 環境学習や情報発信により、環境資源への関心と理解を高めます</li> <li>2 自然の荒廃を防ぎ、また再生や創出を行うことにより、環境資源を将来世代へ継承します</li> <li>3 地域の特性を活かした製品・サービスの充実や産業の振興により、環境資源の価値を高めます</li> </ol>

## 【 浜松市バイオマス利活用推進計画 】

環境との共生をめざす都市としてバイオマスの利活用を計画的に推進していくため、各種バイオマスの現状及び課題を整理するとともに、利活用推進に向けた道筋を整理した計画です。本計画と関連する項目としては、基本方針に一次産業の活性化促進がうたわれていること、剪定枝、農業残さ、家畜糞尿の利活用が位置づけられていることが挙げられます。

計画期間	平成 19 年度～平成 26 年度
基本方針	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 一次産業の活性化を促進する</li> <li>2 マテリアル利用を優先する</li> <li>3 利用しやすいものから利用する</li> <li>4 地産地消を原則とする</li> <li>5 事業性を重視し、持続可能な事業を進める</li> <li>6 新技術の研究を進める</li> <li>7 環境施策の一環として補助制度を検討する</li> <li>8 市民・NPO・企業のネットワーク化を進める</li> <li>9 環境教育や食育を進める</li> </ol>
利活用モデル	<p>【木質バイオマスの利活用（間伐材、木くず、建設廃材）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 木質バイオマスの新規利用</li> </ul> <p>【剪定枝の利活用】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 堆肥化し有機農業へ利用する</li> </ul> <p>【食品残さ（生ゴミ、農業残さ）の利活用】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 飼料化・肥料化を促進</li> <li>○ 地産地消の推進</li> <li>○ 食品残さの利用を通し、食育を推進する</li> </ul> <p>【家畜ふん尿の堆肥化促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 堆肥化を促進し有機農法に活用する</li> <li>○ 技術情報や地域のニーズを把握する</li> <li>○ エネルギー利用について</li> </ul> <p>【バイオ燃料の利活用（廃食用油、資源作物）】</p>

## 【 浜松市地球温暖化対策地域推進計画 】

本市域における地球温暖化対策を総合的かつ計画的に進め、短期的には京都議定書目標の達成、中長期的には低炭素社会の実現に地域から貢献していくことを目指した計画です。本計画と関連する項目は、太陽光や風力、バイオマスなどの豊富な新エネルギーの有効活用が挙げられます。

計画期間	平成 21 年度～平成 26 年度
目 標	<p>【長期目標】 2050 年度における温室効果ガス排出量を、2005 年度比で半減させます。更には今世紀中にゼロカーボン市の実現を目指します</p> <p>【短期目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・温室効果ガス 1990 年度を基準にして 2014 年度までに 6 %削減します</li> <li>・二酸化炭素 市民一人当たりの二酸化炭素排出量を、1990 年度を基準にして、2014 年度までに 7 %削減します</li> </ul>
基本方針	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 政令指定都市として率先行動する</li> <li>2 本市で生活し事業を行うすべての人々と連携して取組を推進する</li> <li>3 市民の誰もが積極的に温暖化防止活動に参加できる機会を増やす</li> <li>4 豊かな自然エネルギーやみどりなどを利用できる地域特性を活かした施策を推進する</li> </ol>
リーディングプロジェクト	<p>【プロジェクト 7】新エネルギー王国建国プロジェクト</p> <p>太陽光発電など新エネルギーの普及を目的としています。関連する計画としては「浜松市バイオマスタウン構想」（2009 年 2 月公表）があります。バイオマスタウン構想に基づくバイオマスの利活用推進と、国内有数の日射量を地球温暖化対策として活かして行くための太陽光発電の普及を 2 本の柱とし、推進します。</p>

## 【 国土利用計画浜松市計画 】

土地基本法における「土地についての公共の福祉の優先」等の基本理念を踏まえ、国土利用計画法第 8 条の規定に基づき、本市における土地の利用に関する基本的事項について定めるものです。本計画に関連する項目としては、主に農用地の土地利用に関する項目が挙げられます。

計画期間	平成 22 年度～平成 29 年度
基本構想	<p>○農用地</p> <p>浜松市は、総農家数が全国 1 位であり、みかん・ガーベラ・セルリー等の産出額も全国一を誇る全国有数の「農業都市」です。農用地は、農業経営や食料供給の安定を図るうえで重要な資源であるとともに、緑地空間としての景観形成、生活環境や自然環境の保全、防災等の多面的な機能に重要な役割を果たすものです。そのため、農業生産基盤の整備による優良農地の確保、担い手の育成・確保等を図る中での農用地の利用集積を促進するとともに、耕作放棄地発生防止と解消を図ります。また、農地と宅地の混在化の進行等に対処するため、保全すべき農地の明確化と計画的な土地利用により、都市的土地利用との調和を図ります。グリーン・ツーリズムや農作業の体験等により、農用地を都市部住民と地域住民等の交流の場として多面的に活用します。</p>

## 【 浜松市都市計画マスタープラン 】

少子高齢化の進展、来るべき人口減少や地球温暖化に対応して総合的・一体的なまちづくりを進めて行くため、都市計画法第 18 条の 2 に定められた「市町村の都市計画に関する基本的な方針」です。本計画と関連する項目は、土地利用に関する項目が挙げられます。

計画期間	平成 22 年度～平成 42 年度
基本理念	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自然環境と共生した持続可能な都市の実現</li> <li>○都市活力の持続と向上</li> <li>○地域特性を活かしたまちづくりと相互連携の強化</li> <li>○市民生活の質の向上</li> <li>○市民の参加・協働によるまちづくりの推進</li> </ul>
将来都市像	<p>多彩に耀き、持続的に発展する都市</p> <p>～みんなが幸せになれるまち・はままつ～</p>
土地利用の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>○都市と自然が共生できる土地利用の誘導 豊かな自然の保全に加え、身近な緑地・農地を保全し、無秩序な都市的土地利用の拡大を抑制して環境負荷の少ない集約的かつ効率的な土地利用を誘導することにより、市民の暮らしに潤いをもたらすとともに低炭素都市づくりに向けた土地利用を展開します。</li> <li>○市民の豊かな暮らしと都市活力を支える土地利用の展開 全国有数の産出額を誇る「農業都市」をけん引する生産性の高い優良農地を積極的に保全します。</li> </ul>

## 【 浜松市景観形成基本計画 】

浜松市景観条例第 6 条に基づき、浜松市の景観形成に関する取組みの体系や基本的な方向性を示した計画です。本計画に関連する項目としては、自然景観の保全、地域の暮らしの景観の保全・育成が挙げられます。

計画期間	平成 20 年度～
目 標	水と緑とまち並みを はままつの心で織りなす 景観づくり
基本方針	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 はままつの顔となる 魅力的な市街地景観を形成する</li> <li>2 恵まれた自然景観を保全し 地域の魅力として活用する</li> <li>3 地域の生活文化や歴史を反映した 暮らしの景観を保全・育成する</li> <li>4 多様な地域景観を 美しく織り上げ 一体感を演出する</li> <li>5 はままつの誇りをもって 市民・事業者・行政が協働で景観づくりを推進する</li> </ol>



## 【 浜松市緑の基本計画 】

緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策などを定める計画です。本計画と関連する項目は、市街化調整区域農地が骨格となるみどりとして保全・育成の対象となっていることや、農地周辺の樹林地、里山環境が、保全、整備の対象となっていることが挙げられます。

計画期間	平成 22 年度～平成 31 年度
目 標	「みどり生活」を愉しむまち・浜松
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 生物の生存基盤の保全・整備 生存基盤であるみどりを保全・整備し、みどりのネットワークを形成します</li> <li>■ 地域・産業・経済の振興 みどりによって環境関連産業の振興や経済の発展を促進します</li> <li>■ 浜松の文化・個性の形成 みどりによって個性的で魅力あふれるまち浜松を育成します</li> <li>■ 環境市民の支援・育成 みどりを活かした豊かな暮らしを創造します</li> </ul>
実現のため 施策の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ ハード主体の施策               <ol style="list-style-type: none"> <li>1 骨格となるみどりの保全・育成</li> <li>2 都市部のみどりの創出・活用</li> <li>3 浜松固有のみどりと文化の継承</li> <li>4 産業・経済の活性化につながるみどり</li> </ol> </li> <li>■ ソフト主体の施策               <ol style="list-style-type: none"> <li>5 市民・事業者との協働による取組の推進</li> <li>6 各種制度の活用・充実</li> <li>7 情報の収集と活用・発信の強化</li> <li>8 環境教育・啓発活動の推進</li> <li>9 生物多様性の保全</li> </ol> </li> </ul>

## 【 浜松市文化振興ビジョン 】

文化に関わる本市の目指すべき都市像を明示するとともに、文化振興のための全体的な施策のあり方を整理し、今後の文化振興の指針とする計画です。

計画期間	平成 21 年度～平成 30 年度（10 年間）
基本的な 考え方	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 人と人をつなぐ文化</li> <li>2 都市の魅力・活力となる文化</li> <li>3 生活の潤いとなる文化</li> </ol>
都市の イメージ	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 目指す都市のイメージ 市民が主体となって文化を創造し発展させていく都市 文化の持続的な循環が行われる都市</li> </ul>
基本目標と 施策の方向性	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 創造都市・浜松の実現</li> <li>2 文化の多様性が活力となる都市・浜松</li> <li>3 音楽の都・浜松</li> </ol>

## 【 浜松市中山間地域振興計画 】

今後の浜松市における中山間地域振興の指針となるようその施策について整理した計画です。

計画期間	平成 22 年度～平成 26 年度
基本目標	「幸せを実感する山里暮らしの実現」 1 中山間地域の市民が「この地域に生まれ、育ち、住んでよかった。」「これからも住み続けたい。」と実感できる地域を目指します。 2 都市部の市民が「行ってみたい。」「住んでみたい。」と思える魅力的な地域を目指します。
重点方針	1 地域の担い手をつくる（新しい地域の仕組みづくり） 2 安全安心な生活を守る（生活基盤の整備） 3 地場産業を活かして地域を潤す（地場産業、地域資源の活用） 4 地域の魅力を売り込む（活性化への挑戦）

## 【 浜松市鳥獣被害防止計画 】

浜松市における野生鳥獣による農林産物の被害の軽減や市民生活に対する被害の回避及び野生鳥獣との共生を図ることを目的とし、総合的な被害防止活動を推進するための計画です。

計画期間	平成 22 年度～平成 24 年度
基本的な方針	対象鳥獣：イノシシ、ニホンザル、ニホンジカ、カモシカ 被害の軽減目標：被害面積、金額とも現状の 2 割減 今後の主な取組方針：1 捕獲及び防除の推進、2 被害防止対策の担い手の育成、3 被害防止対策の情報の提供及び収集、4 被害状況の把握、5 捕獲獣の資源活用

## 4-2 関連事業計画

本市の農業農村整備事業は、今後以下の事業が予定されています。

表 4-1 関連事業計画一覧表

事業の種類	事業の概要	受益面積(ha)	区名	実施予定年度
県営かんがい排水事業(三方原)	用水施設整備 4,405ha	4,405.0	北、西	H27～H30
基幹水利施設ストックマネジメント事業(須部機場)	水管理施設1式 用水路工 33,000m	2,427.0	北	H17～H24
基幹水利施設ストックマネジメント事業(浜名)	用水路 1,800m	947.0	浜北	H19～H23
基幹水利施設ストックマネジメント事業(秋葉)	水管理施設一式 幹線用水路一式	4,405.0	北、天竜	H20～H23
基幹水利施設ストックマネジメント事業(花川用水)	用水路工 1,689m	474.0	西	H20～H23
基幹水利施設ストックマネジメント事業(篠原用水)	用水路工 1,132m	246.0	西	H20～H23
農山漁村活性化対策整備交付金(只木)	畑かん 6ha、排水路 980m 区画整理 8.4ha 等	31.0	北	H20～H24
農山漁村活性化対策整備交付金(平山)	畑かん 7.4ha、排水路 700m 区画整理 3.0ha 等	28.0	北	H20～H24
農山漁村活性化対策整備交付金(本坂)	畑かん 16.4ha、排水路 600m 区画整理 2.5ha 等	28.0	北	H20～H24
農山漁村活性化対策整備交付金(三ヶ日東)	畑かん 1.7ha、排水路 200m等	166.0	北	H21～H25
農山漁村活性化対策整備交付金(大福寺)	畑かん 1.2ha、排水路 450m 区画整理 1.2ha 等	46.0	北	H21～H25
農山漁村活性化対策整備交付金(長根)	畑かん 1.8ha 区画整理 1.5ha 等	25.0	北	H21～H25

(つづき)

事業の種類	事業の概要	受益面積(ha)	区名	実施予定年度
農山漁村活性化対策整備交付金(日比沢)	畑かん 6.6ha、排水路 502m 区画整理 2.4ha 等	31.0	北	H21～H25
農山漁村活性化対策整備交付金(中ノ町第三)	用排水路改修 L=1,200m	12.6	北	H24～H27
湛水防除事業(九領川排水機場)	排水機場 1 箇所	63.0	西	H26～H30
湛水防除事業(田尻)	排水機場 1 基、樋門1基	50.0	南	H25～H28
湛水防除事業(境川)	排水機場 1 基	81.0	西	H27～H29
集落基盤整備事業(基幹水利施設保全型) (浜名西部)	用水路工 1,000m	947.0	浜北、東	H24～H27
集落基盤整備事業(基幹水利施設保全型) (下飯田用水路)	用水路補修工 1,418m	420.0	東、南	H23～H26
集落基盤整備事業(基幹水利施設保全型) (天竜川右岸下流用水路)	用水路補修工 924m	220.0	東、南	H24～H27
集落基盤整備事業(基幹水利施設保全型) (天竜川右岸下流2期)	用水路補修工 2,849m	220.0	東、南	H28～H32
集落基盤整備事業(基幹水利施設保全型) (浜松西部)	排水機場2箇所	520.0	西	H25～H28
集落基盤整備事業(基幹水利施設保全型) (三方原中央)	水管理施設1式 調整池工1箇所	5,225.0	北	H23～H26
集落基盤整備事業(基幹水利施設保全型) (芳川)	水管理施設1式 水路改修1式	4,863.0	南	H25～H28
集落基盤整備事業(基幹水利施設保全型) (新橋)	水管理施設1式 水路改修1式	171.0	南	H26～H28
集落基盤整備事業(基幹水利施設保全型) (中川北)	排水機場 2 箇所	148.0	北	H22～H25
集落基盤整備事業(基幹水利施設保全型) (浜名湖東部)	排水機場 4 箇所	131.0	西	H24～H28
集落基盤整備事業(基幹水利施設保全型) (浜松市北部排水機場)	排水機場 4 箇所	400.0	北	H26～H29
集落基盤整備事業(基幹水利施設保全型) (庄内用水)	用水路工 1,534m	966.0	西	H24～H27
集落基盤整備事業(基幹水利施設保全型) (庄内用水2期)	用水路工 1,000m	966.0	西	H28～H30
集落基盤整備事業(基幹水利施設保全型) (雄踏用水)	用水路工 1,000m	276.0	西	H25～H27
集落基盤整備事業(基幹水利施設保全型) (都田川ダム)	管理設備 1 式	222.0	北	H24～H25
団体営集落基盤整備事業(水利施設保全型) (浜松市西南部)	用排水路改修 L=16,599m	493.9	南	H24～H28
経営体育成基盤整備事業(一般型)(中川)	暗渠 20ha、用水路工 3,000m	100.0	北	H26～H30
ため池等整備事業(用排水施設整備)(村櫛)	排水路 1,266m、排水機場 2 基	36.0	西	H22～H26
団体営ため池等整備事業(用排水施設整備) (安間川)	樋門 3 箇所	15.0	東	H24～H25
ため池等整備事業(農業用河川工作物応急対 策事業)(岡本堰)	頭首工 1 式	7.0	北	H24～H26
地すべり対策事業(背山2期)	水排除工 2,400m	59.7	北	H23～H28
地すべり対策事業(引佐北部)	排水路 2,960m	102.0	北	H19～H25
地すべり対策事業(引佐南部)	排水路 190m	150.0	北	H23～H28
地すべり対策事業(巻山2期)	水排除工 1,500m	24.4	天竜	H25～H29
地すべり対策事業(和泉2期)	水排除工 1,000m	26.2	天竜	H24～H28
中山間地域総合整備事業(一般型)(天竜)	用排水路 1,015m、 農道 3,310m、活性化施設等	30.2	天竜	H17～H23
中山間地域総合整備事業(一般型)(春野)	農道 1,850m、農地開発 3ha 集落排水処理施設 880m 等	39.1	天竜	H19～H24

## 第5章 環境保全の基本方針

本市の特徴と課題を踏まえ、農村環境保全の基本的な考え方を以下に整理します。

### 5-1 環境保全の基本理念

本市は、北部の山地・丘陵地から天竜川扇状地、遠州灘に面する砂丘地帯まで多様な地形が展開し、地域特有の自然環境に即した農業が営まれてきました。

農地には、水田や茶園、みかん園、畑地等の農業生産としての機能があり、さらに、水路やため池等の水環境、二次林である雑木林、遠州地方特有の空っ風に対応した防風林や屋敷林、鎮守の森といった農村に存在する様々な環境と有機的に連携し、多様な動植物の生息・生育環境を形成しています。さらに農業・農村は、文化的な価値の提供、気候の調整、森林の水源かん養機能や土砂流出防止機能の向上を生み、治山、治水効果なども発揮しています。

こうした状況は、農村に住む人々が環境と共存しながら日々の暮らしや農業生産活動を積み重ねてきた結果であり、現在も育まれているものです。

しかし、農村地域における過疎化、高齢化、恒常的な後継者不足による農業従事者の減少から、耕作放棄地の増加や農地転用等が進み、鳥獣による農林産物被害も増大しています。また、農業の近代化、都市化の進展や混住化等により、農業・農村環境が持つ生物多様性の保全、良好な景観形成、歴史・文化の継承といった多面的機能が十分発揮できない状況にあります。


このような農業・農村環境の持つ役割は、都市部、都市近郊の平野部、広大な森林を持つ中山間部といった多様な地域を持つ本市にとって一層重要なものとなっています。今後は、農村環境を市民共有の資産として保全・再生し、農村環境が持つ多面的機能を次代へ継承していくことが必要となっています。そのためには、市民、市民活動団体、農業者、行政の様々な主体の協働による取組が重要です。

したがって、本市では次のようにキャッチフレーズを掲げ、「農」を取り巻く全ての人々がそれぞれの役割を果たすことにより、「農」の営みに育まれた様々な恵みを未来に継承し、持続的に活用していくことを目指します。

『 未来に響け！ みんなで奏でる農と自然の交響曲 』  
シンフォニー

## 5-2 環境保全の基本方針

農村における環境保全は、農の営みによる生物多様性の保全と創出を基本とし、この考えに基づき、農業生産の推進、里地里山の整備、草地の整備・保全・利用を実施していくことが重要です。そのため、基本理念を踏まえ、本計画の環境保全の基本方針として次の項目を設定します。

環境保全の基本方針	
方針1 生物多様性の保全	 <ul style="list-style-type: none"><li>○生物の生息・生育場所の保全と創出</li><li>○生物の生息・生育場所のネットワークの形成</li><li>○生物多様性保全活動の促進</li></ul>
方針2 良好な景観の保全と形成	 <ul style="list-style-type: none"><li>○自然景観の保全・育成・活用</li><li>○歴史的・文化的景観の保全・育成</li><li>○景観づくり活動の促進</li></ul>
方針3 自然循環機能の維持・増進	 <ul style="list-style-type: none"><li>○自然エネルギーの利活用の促進</li><li>○環境保全型農業の促進</li><li>○バイオマスの利活用の促進</li></ul>
方針4 歴史と伝統文化の継承と活用	 <ul style="list-style-type: none"><li>○文化財や祭り、伝統的行事などの継承</li><li>○新たな地域資源の発掘と活用</li></ul>
方針5 農村コミュニティの再生	 <ul style="list-style-type: none"><li>○農地・農業用水等の資源保全</li><li>○新たな農村コミュニティづくり</li></ul>

## (1) **方針1** 生物多様性の保全

### ①意義

生物多様性とは、自然界に存在する動物・植物の遺伝子、種、生態系などすべてを包括するもので、多くの生物がいること、同じ生物でも個性があること、そして、それらが様々な環境でかかわりあって生きていることなどを言います。この生物多様性は、現在、人間活動の影響等によって大きな危機に瀕しています。また農業は、自然界における多くの生物がかかわる循環機能を利用し、動物・植物を育みながら営まれており、生物多様性に立脚した産業とも言われています。そのため、わたしたちは、農業と生物多様性のかかわりを見つめ直し、農の営みを通じた生物多様性の保全を図っていくことが必要です。

### ②環境特性

本市では、天竜の森林や天竜川、三方原台地、浜名湖、遠州灘といった多様な地形・水系に応じた植物相や動物相が展開しています。貴重な動植物の生息地も点在しています。農村地域では、水田や畑などの農地、水路、ため池、里山といった多様な要素が、農業の営みを通じて二次的自然環境をつくりだし、多くの生物を育ててきました。しかし、農地の減少や農地・農業水利施設等の形態の変化、農薬・肥料の不適切な使用、高齢化・過疎化による管理不足、外来種の脅威等により、農村地域に生息・生育する生物の多様性が失われてきています。また、里山環境の変化により鳥獣被害も増加の傾向にあります。

### ③基本方針

里地里山の生物多様性を保全するためには、生物が生息・生育するための良好な環境とそれらを繋ぐ移動経路、そして農の営みが確保されていることが重要です。そのため、本計画では、生物の生息・生育場所となる農地の保全とともに既存施設に環境配慮の工夫を加える取組を推進し、身近な動植物の生息・生育場所の保全・創出と生息空間のネットワークを形成します。これらを推進するため、生物多様性保全活動の促進を図ります。

#### 具体的 な取組

- 生物の生息・生育場所の保全と創出
- 生物の生息・生育場所のネットワークの形成
- 生物多様性保全活動の促進



ヤリタナゴ(写真左)とマツカサガイ(写真右)



保全された都田川の旧河川(北区)

## (2) **方針2** 良好な景観の保全と形成

### ①意義

農村の景観は、その地域固有の風土を活かした農業活動により形成されてきており、良好な農村景観は、農業の健全な営みと農家をはじめとする地域住民が景観を適正に保全・形成していくという意識によって生まれます。そのため、わたしたちは、農村での景観を貴重な地域資源として意識し、農村地域の魅力や問題点に対し、共通の認識を持ち、持続的な保全と形成を図っていくことが重要です。

### ②環境特性

本市には、山間地、扇状地、台地、川、湖、海があり、遠州地方特有の空っ風が吹きます。こうした自然条件が、地域の農村景観を形作る基礎となっています。地域に住む人たちが自然と共存しながら営んできた農業生産活動を通じて、農地や集落が形成され、浜松らしい農村の原風景が醸成されてきました。天竜や奥浜名湖の森林や天竜川及びその支川の清流、都田川、馬込川、浜名湖及びその支湖などの自然条件を背景に中山間地の斜面を利用した棚田や段々茶畑、三ヶ日のみかん山、三方原台地上の防風林と畑、三方原台地南端部の谷津田・ため池・樹林、民家や農地の周辺のマキ囲い（ホソバ垣）、浜北の植木畑、浜名湖周辺の花き園芸畑、遠州灘海岸沿いの防風林や砂地の畑などが重要な景観構成要素となっています。

しかし、近年の都市化、混住化の進行に伴い、土地利用の秩序が乱れ、こうした地域を特徴づける良好な農村景観が失われたり、農村地域の活力の低下によって農業の営み自体が継続できないために耕作放棄地の増加を引き起こすなど農村景観の悪化がみられます。

### ③基本方針

農業農村整備事業の推進にあたっては、地形・植生・水辺等の自然景観や農業・集落が作り出す農村景観を地域の個性として保全するとともに、改善・復元を進めます。

#### 具体的 な取組

- 自然景観の保全・育成・活用
- 歴史的・文化的景観の保全・育成
- 景観づくり活動の促進



遠州灘防風林と砂丘（南区）



大栗安の棚田（天竜区）

### (3) 方針3 自然循環機能の維持・増進

#### ①意義

自然循環機能は、健全な土壌や水によって育まれた生物による物質を循環させる機能であり、元来、農村で機能していたものです。例えば、稲わらや家畜排せつ物を堆肥として農地に還元することや森林資源の木質バイオマスとしての活用などが挙げられます。こうした仕組みは、環境負荷が少なく、持続可能な社会には欠かせないものです。そのため、わたしたちは、環境負荷の少ない仕組みを構築し、未利用バイオマスや自然エネルギーの活用による自然循環機能の維持・増進を図っていくことが重要です。

#### ②環境特性

本市の日照時間は、全国的に見てもトップクラスの水準であり、遠州特有の空っ風を含め、これらの自然エネルギーの有効利用は今後検討すべき課題です。

また、有機物による土づくりや化学肥料・化学農薬の使用の低減など環境保全型農業への取組は、環境への意識の高い農家で行われていますが、十分とはいえない状況です。そのため、環境保全型農業などの持続性の高い農業生産方式の一層の導入が期待されます。

本市の農作物残さとしては、果樹剪定枝、稲わら、もみ殻などがあり、飼料化・肥料化などへの再利用を検討する必要があります。また、市域の約7割を占める森林は、間伐材などの木質バイオマスの供給源であり、木質ペレット等に加工するなどして利用することが可能です。

このように、農村地域には多くの未利用バイオマスが存在する一方で、農業活動のために物やエネルギーが消費されています。本市では花きや洋菜などの施設栽培が盛んに行われています。この施設栽培の加温用燃料は主に石油が使用されており、その燃焼によって排出される二酸化炭素は、温暖化をもたらすと言われる温室効果ガスの1つとなっています。施設栽培における脱石油化・省石油化は、温室効果ガス排出量の削減と燃油価格の高騰リスクに強い農業経営を実現するため、重要な課題です。そのため、天然ガスの利用やバイオマスの有効利用への期待が集まっています。

#### ③基本方針

温暖な気候に恵まれた自然条件を活かした自然循環機能の維持・推進を図ります。

具体的  
な取組

- 自然エネルギーの利活用の促進
- 環境保全型農業の促進
- バイオマスの利活用の促進



粉碎した剪定枝の堆肥化



家畜ふん尿堆肥を利用して栽培した飼料用とうもろこし



## (4) 方針4 歴史と伝統文化の継承と活用

### ①意義

農村の伝統文化は、地域住民の過去からの「暮らし」の中で、周辺の環境を意味づけし、世代を通じて、伝え、受け継がれながら形成されてきたものです。伝統文化は、地域の暮らしを支える実践的な知恵を内在しており、各種の伝承技術、祭り、行事などは農村環境を形成する重要な要素として位置づけられます。そのため、わたしたちは、農村の歴史と伝統文化の価値を正しく認識し、伝承するとともに、農村地域の持続可能な社会のために活用していくことが重要です。

### ②環境特性

本市では山の暮らし、海の暮らし、街道や都市の暮らし、また、豊かな自然環境の中で、多彩な伝統文化が育まれてきました。特に本市の農村地域には、地域の振興や精神的なつながりの中で、遠州大念仏や放歌踊、ひよんどり、田楽、農村歌舞伎といった各種の文化財や伝統技術、祭り・伝統行事などが多く継承されています。

しかし、中山間地での過疎化・少子高齢化の進行等による地域社会の構成員の減少、価値観の多様化などに伴い、保存していくための担い手が減少する傾向にあります。

### ③基本方針

次代の担い手である子どもたちが、自分たちの住む地域に誇りや自信を持ち、今後も生き生きと農村地域での生活を楽しむことができることが重要です。地域固有の文化財や伝統文化を次代に継承していくとともに、新たな地域資源を発掘し、グリーン・ツーリズム等により地域の活性化に役立てていきます。

具体的  
な取組

- 文化財や祭り、伝統的行事などの継承
- 新たな地域資源の発掘と活用



寺野のひよんどり（北区）



新そばまつり（天竜区）

## (5) 方針5 農村コミュニティの再生

### ①意義

農村には、道路や水路の清掃作業、防災活動、祭りなどの季節行事の開催、冠婚葬祭時の相互扶助など、地域社会の維持のため、様々な組織があり、活発な活動が行われてきました。こうした組織的な活動は、地縁による人と人とのつながりや地域に根ざした文化を形成する基盤となります。そのため、わたしたちは、社会状況に応じて、自立的に地域運営ができる農村コミュニティを形成していくことが重要です。

### ②環境特性

中山間の農業地域では、若年層の都市への流出等による過疎化や高齢化が進んでおり、住民の連帯感が希薄になりつつあります。一方、都市周辺の農業地域では、農業・農村環境への関心を持つ住民と旧住民との混住化がみられます。

地域住民による農地・農業用水等の資源の適切な保全管理、農村環境の保全を目指した農地・水・環境保全向上対策の活動が市内の約20地区で行われています。地域の農業者でない地元住民のほか、地域外の多様な人々を加えた農村の環境保全や都市との交流活動も定着しつつあります。

### ③基本方針

農地・農業用水等の保全と管理については、農村コミュニティを維持していくことが必要です。そのため、わたしたちが将来にわたって良好な状態で地域内のコミュニティを継承できるよう農地・水・環境保全向上対策の活動組織等が中心となって、様々な取組を推進していきます。また、休耕田を体験型農園や市民農園として活用することにより、農業・農村に求められる多様なニーズに対応していきます。また、新たな農村コミュニティづくりとして、交流や定住の促進や集落リーダーの育成に努めます。

具体的  
な取組

- 農地・農業用水等の資源保全
- 新たな農村コミュニティづくり



耕作放棄地を活用した地域活動  
(南区恩地町)



ワークショップによる農村公園計画  
(北区都田川親水公園)

## 第8章 環境保全対応方策

### 8-1 対応方策の手順

農村環境において、環境と調和した各種の農業農村整備事業を効果的に進めるためには、事業の概略が定まる前のできる限り早い時期から環境への配慮に対する検討を行うことが重要です。そのため、事業の透明性を確保しながら、継続的、効率的に進めることが重要であり、関係者の主体的な取組も必要になります。

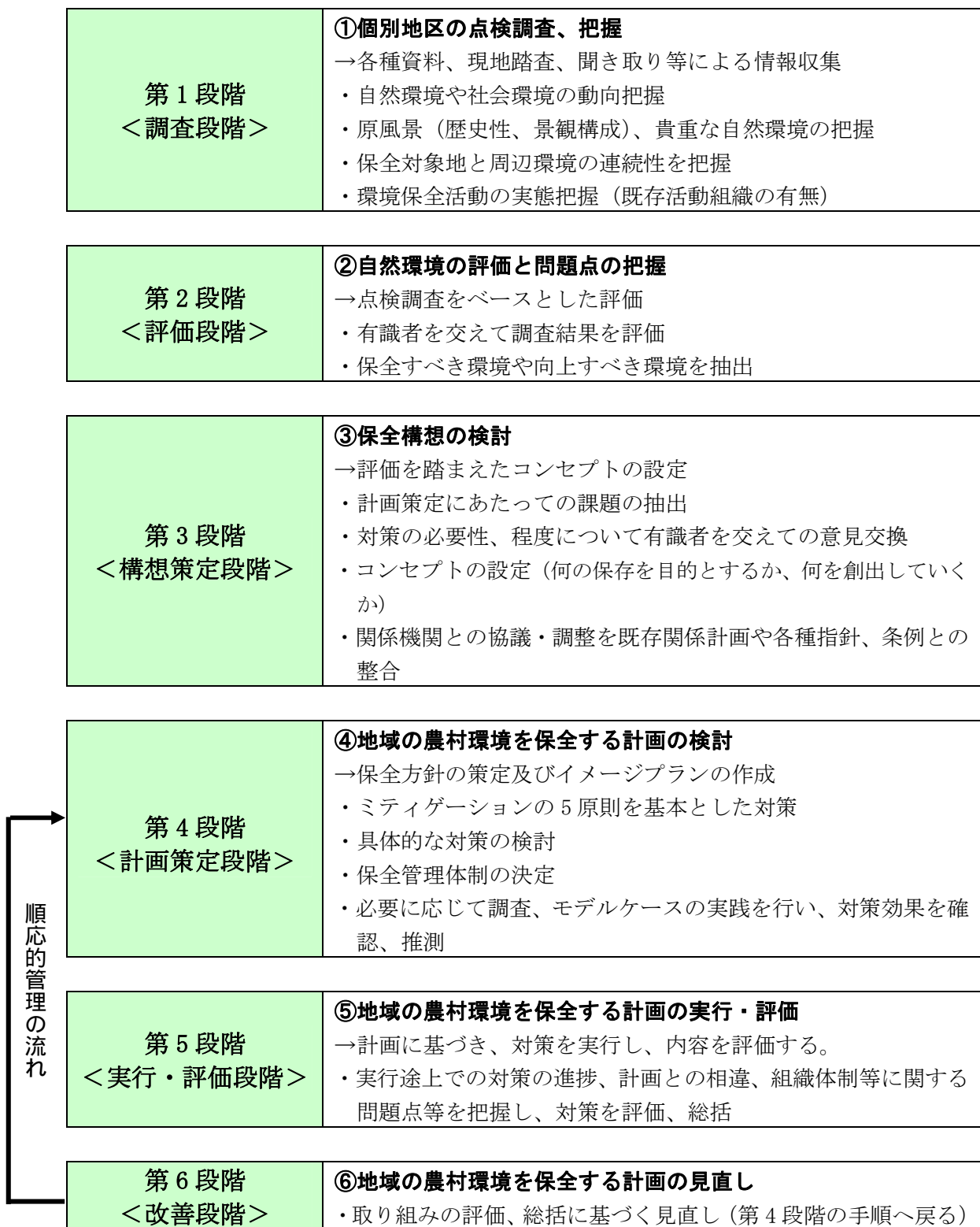
環境保全方策としては、地域の環境特性を把握する調査を行い、対応方策を検討・実施し、維持管理を継続的に行うこととします。また、対応方策の効果を検証するために、定期的なモニタリングを実施します。モニタリングの結果を受け、問題がある場合には、必要に応じて既存計画の見直し等を行う順応的管理も重要です。

また、特に地域特性を把握する調査については、環境保全方策を効果的に推進して行く上で極めて重要なものとなります。そのため、既存の資料収集整理や現地調査結果から、刻々と変化する社会環境やそれに伴う自然環境の変化等を把握します。さらに整理された調査結果は、関係者間で共有して、計画策定、実施に有効に活用していくことが重要です。

「8-1 対応方策の手順」、「8-2 計画推進のための方策」では、環境との調和に配慮した農業農村整備事業の進め方について、具体的な進行過程、推進体制を示します。当面、農業農村整備事業のうち以下の事業に適用していきます。

- 貴重種の生息が確認された地点など「特に環境保全に配慮すべき事業」
- 環境への影響が大きい「大規模な農業農村整備事業（受益面積10ha以上の事業）」

なお、上記以外の事業については、「8-3 環境への影響が少ないと考えられる事業への対応」によることとします。



出典：静岡県農村環境対策指針

図 8-1 環境保全の対応方策の手順

## (1) 対応方策手順での留意事項

環境保全の方策は、地域の自然環境、社会環境に即し、計画的に実施していくことが重要です。各段階での留意点を整理します。

### ①第1段階（調査段階）

調査では、現地踏査及び文献調査、聞き取り調査等を中心に、補足的に生物調査、アンケート調査等を実施し、地域環境の概況の把握や生物に関する情報等を整理します。地域住民の参加による「生き物調査」を企画・実施し、事業に対する理解や地域住民の身近な自然を知る機会を創出する等の工夫も必要です。なお、とりまとめでは、魚類、両生類、昆虫類などの分類や、希少生物、生息・生育状況、外来生物の区分、地域住民の意向等を図や表にわかりやすくまとめるなど工夫します。

### ②第2段階（評価段階）

評価では、調査結果を踏まえ、注目すべき生物や保全対象の選定に活用するため、事業整備の内容等を参考に、想定される影響を整理します。

### ③第3段階（構想策定段階）

構想策定では、特に、環境保全目標を設定し、地域が目指す将来の地域環境の姿及びその実現に向けた基本的な考えを共有することが重要です。環境保全目標は、農家を含む地域住民等にとって、身近で親しみやすく、わかりやすいこと、実現性や生態系への影響について、有識者の指導・助言を参考にすること、地域のメリットとなる具体的なイメージを引き出す工夫をすることが重要です。

### ④第4段階（計画策定段階）

計画策定では、環境保全目標に基づき、環境との調和に配慮する対策を選定していきます。この場合には、ミティゲーション（環境への影響の緩和手段）5原則により実施することを原則とします。ミティゲーション5原則は、米国国家環境政策法（NEPA）における環境配慮の考え方で、回避・最小化・修正・軽減/消失・代償として示されています。ミティゲーション5原則を適用するにあたっては、農業生産性の向上等の事業目的確保への影響や費用、維持管理等の観点から、実施の可能性を順次検討し、最も適当なものを選定することが重要です。

### ミティゲーション5原則

		配慮方法の例
ミティゲーションの5原則	<b>回避</b> 行為の全体又は、一部を実行しないことにより、影響を回避すること	<b>湧水池の保全</b> 湧水等の環境条件が良く、繁殖も行われているような生態系拠点は、現況のまま保全する。
	<b>最小化</b> 行為の実施の程度又は、規模を制限することにより、影響を最小化すること	<b>生態系に配慮した用水路</b> 水辺の生物の生息が可能な自然石及び自然水を利用した護岸とし、影響を最小化する。
	<b>修正</b> 影響を受けた環境そのものを修正、復興又は回避することにより影響を修正すること	<b>魚道の設置</b> 落差工により、水路のネットワークが分断されている状況を魚道の設置により修正する。
	<b>影響の軽減／除去</b> 行為期間中、環境を保護及び維持することにより、時間を経て生じる影響を軽減又は除去すること	<b>一時的移動</b> 環境の保全が困難な場合、一時的に生物を捕獲、移動し、影響を軽減する。
	<b>代償</b> 代償となる資源や環境を置換または供給することにより、影響を代償すること	<b>代償施設の設置</b> 多様な生物が生息・生育する湿地等を工事区域外に設置し、同じ環境を確保する。

#### ⑤第5段階（実行・評価段階）

実行・評価段階では、常に、生物への影響が軽減されるよう、各時点での環境配慮対策を講じるように努めます。特に、実行段階では、施工時期への配慮、段階的な施工、施工関係者への徹底等の配慮が必要です。

配慮事項	内容
施工時期の工夫	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保全対象生物の生活史に応じて、影響の小さい時期を設定することが必要です。</li> <li>●施工時期の工夫が困難な場合は、施工方法や施工範囲などの工夫により影響の軽減を図る配慮を検討します。</li> </ul>
生態系に配慮した段階的な施工	<ul style="list-style-type: none"> <li>●一度に広い範囲を施工した場合、緑地や水域が一時的に減少し、生物が死滅することが危惧されます。</li> <li>●工事前の生物の移動・移植を行い、遺伝子レベルの多様性の保全に留意します。</li> <li>●生物の避難場所を残すなど、生態系への影響に配慮した施工範囲を検討し、徐々に施工していく方法を検討します。</li> </ul>
環境配慮対策の施工関係者への徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>●従来の設計図書のみでは、環境配慮対策の考え方は施工担当者に伝わりにくく、認識不足によって予期しない施工結果となることが懸念されます。</li> <li>●配慮対策の箇所やその内容などを共通の認識とするため、十分な調整を行うとともに施工者側からの提案も含めた施工計画を作成し、事業にあたります。</li> </ul>

## ⑥第6段階（改善段階）

改善段階では、環境配慮対策を行った施設等が、農業生産面での機能を発揮することはもとより、ネットワークにおける機能を十分に発揮するように、生態系の回復状況等のモニタリングを行いながら、維持管理していくことが必要です。環境配慮対策の効果を確認するためには、工事前の調査結果を基に、モニタリングを実施します。さらに、生態系は常に変化していることから、環境配慮対策を講じても必ずしも十分な効果が得られない場合があります。したがって、モニタリング結果により得られた情報を収集し、必要に応じて施設の補修や修正を行う順応的管理を実施していくことが重要です。

## 8-2 計画推進のための方策

環境保全の取組は、事業実施のみならず、維持管理の段階でも、労力的、経費的な負担が伴うものです。また、事業実施箇所が、私有地である農地を対象とする場合も多いことから、環境保全の取組の様々な段階において、関係者間の十分な理解と合意を得ることが必要です。ここでは、農村環境保全の取組を推進するための行政（国、県、市）の先導的役割を述べます。

### （1）推進体制の整備

#### ①行政内の総合的推進体制の確立

本計画は、本市の農村環境の保全及び資源としての活用に対する基本的な考えを示したものです。その推進に当たっては、関連部局間の連携が必要になります。そのため、各種調整や進行管理を行うための行政内の総合的な推進体制を確立します。

#### ②行政と地域住民、地元農業者等との合意形成の推進

本計画に基づく各種事業や施策の推進に当たっては、現場において、直接の主体となる地元農業者、地域住民の農村環境対策への理解と主体的な取組が必要です。そのため、構想段階から環境保全対策の必要性について十分に協議し、合意形成が図られるような体制を確立することが重要です。

そのため行政は、農業者、地域住民、有識者などからなる農村環境情報協議会を設置し、必要に応じて、調査、評価、構想策定、計画策定、実行・評価、改善の各段階において、地域の農村環境の保全対策に関する意見交換を行います。

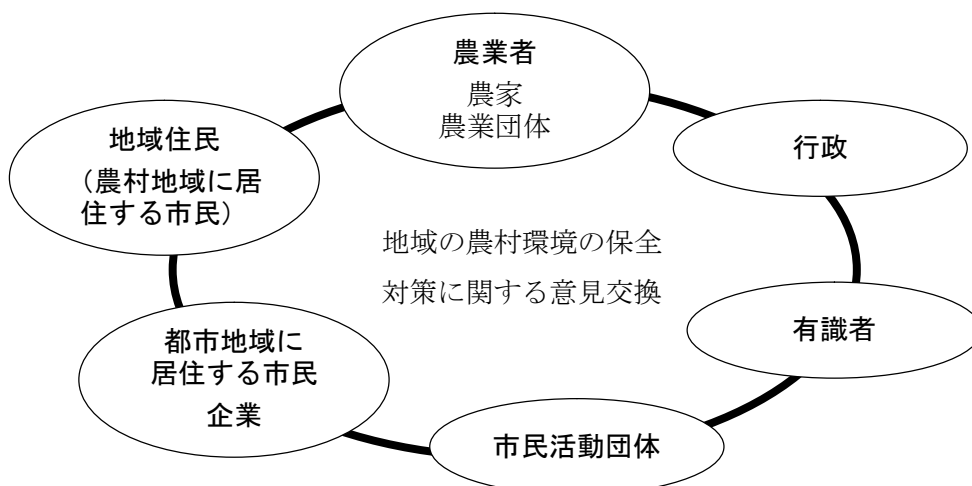


図 8-2 農村環境情報協議会



## (2) 環境保全意識の醸成

農村地域を含めた社会的な環境問題を解決していくためには、農業者はもとより地域住民、さらに広域的な住民を含めた一人一人が環境への関心を持ち、周囲の環境への認識を深めていくことが重要です。そのため、広く地域住民が農村環境への関心を高め、本市の農村環境の様々な側面（資源や機能）が認識されるよう、各種講習会や観察会の開催を図ります。また、農地が持つ多面的な機能の「見える化」となるよう、環境指標による評価方法等を検討します。

### 【環境保全意識の醸成（例）】



生き物調査（東区内）



農村環境で見られる生き物を掲載した下敷（静岡県発行）

農村環境が多くの生き物を育てていることを評価する道具の一つとして考えられます。

## (3) 地域の農村環境を保全する計画の策定

本計画に基づき、各地域で環境保全方策を推進していくためには、関係者全てが、地域の現状、環境対策の必要性、方向性を共有し、合意形成が図られた中で環境対策を進めていくことが重要です。そのため行政は、地域にあった環境対策を定めた計画を農村環境情報協議会で検討して策定していきます。また、作成された計画に基づき、適正かつ円滑に対策が遂行されるよう、技術的指導等に努めます。

## 8-3 環境への影響が少ないと考えられる事業への対応

受益面積が 10ha 未満の事業等の環境への影響が少ないと考えられる小規模な事業や緊急性を伴う事業については、当面、以下の環境への配慮手順により事業を実施するものとします。

### (1) 環境配慮の手順

#### ①農村環境計画の把握

本計画は、中長期的な農村環境のあり方や事業に際しての環境配慮の基本方針などを取りまとめた農村地域の環境保全に関するマスタープランです。そのため、個別の事業計画や環境配慮対策の検討に当たっては、本計画を十分踏まえて実施します。

#### ②環境資源の調査

事業実施区域の生態系を保全する上で、注目すべき生物、重要となる環境、保全すべき景観などについて、既存資料での十分な予察を行い、事業実施による環境影響の内容や程度など、必要な事項を整理します。なお、必要に応じ、有識者の指導・助言を踏まえた現地調査を実施するなど、必要な水準の確保に努めます。

#### ③環境との調和の配慮方法の検討

環境配慮方法の検討に当たっては、地域に生育・生息する生物が利用している環境の構成要素、営農・維持管理との関係などの環境条件を踏まえ、生物の生育・生育環境を保全、改善するために必要な工法を選定します。

また、設計を行う際には、効率性や経済性、維持管理頻度など、地域条件に応じた適切なものとなるように、総合的に検討を行います。

#### ④配慮方法について関係する住民との協議・調整

環境配慮の方法が関係住民との調整や協力が必要になる場合には、関係住民の十分な理解を得ることが不可欠です。そのため、出来る限り早い段階からも関係住民との協議、調整を行い、配慮方法を設定していきます。

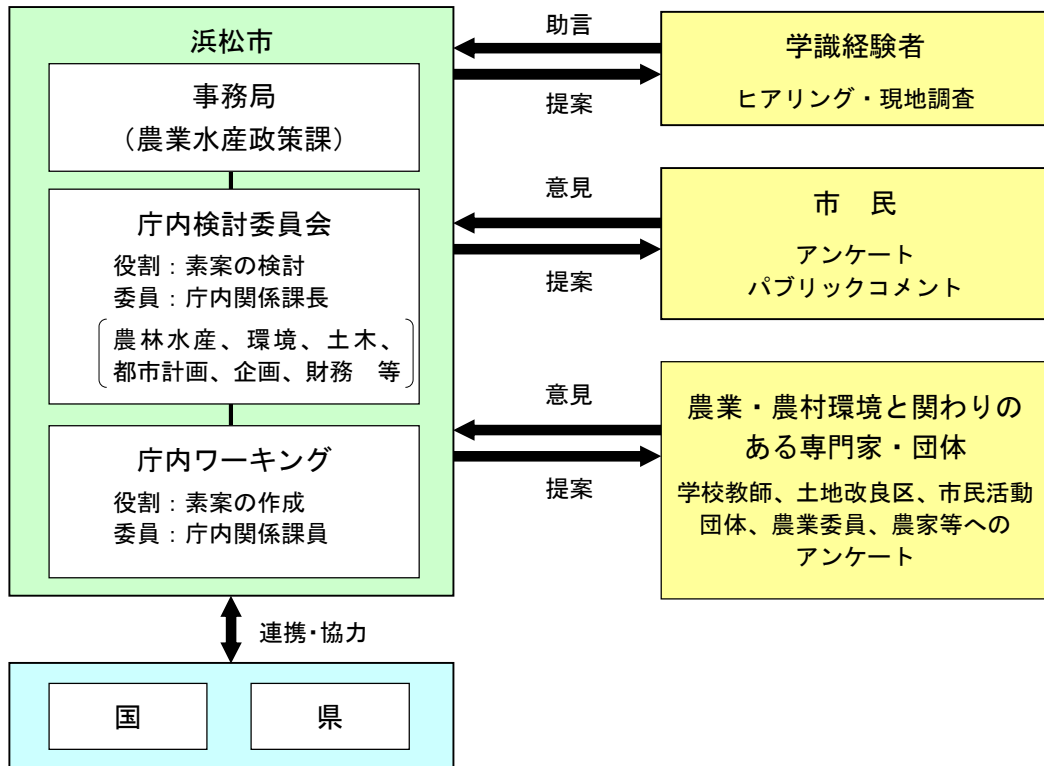
#### ⑤施工での配慮

工事の施工において、周辺環境への影響を極力少なくするよう、環境に配慮した施工計画を検討し、簡易なものについては、住民参加による実施も考慮します。また、影響が及ぶと判断された場合には、適切な対応を行います。

# 参考資料

## 1 策定体制

本計画は、以下の体制により、全庁的な検討と様々な外部団体、学識経験者の意見により、策定しました。



### 【庁内検討委員会・庁内ワーキングの構成】

(平成22年度末組織名)

静岡県西部農林事務所	農村整備課
企画部	企画課
財務部	財政課
生活文化部	文化財課
環境部	環境企画課、環境保全課
農林水産部	農業水産政策課（事務局）、農業振興課、北部農業事務所、森林課
都市計画部	都市計画課、土地政策課、都市開発課
公園緑地部	緑政課
土木部	土木総務課、道路課、河川課
農業委員会	農業委員会事務局

【学識経験者】 山田辰美 富士常葉大学 環境防災学部教授

## 2 策定経過

年月		庁内検討委員会・ワーキングなど	市民参加など
平成 21 年度 計画策定準備	10 月 ～11 月		<ul style="list-style-type: none"> <li>■市民アンケート (10 月 16 日～11 月 6 日)</li> <li>■専門家・関係者団体アンケート (11 月 4 日～11 月 20 日)</li> </ul>
	12 月		■農業者ヒアリング・現地調査
	2 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>■第 1 回庁内検討委員会(18 日)</li> <li>・農村環境計画の策定概要</li> </ul>	
平成 22 年度 計画策定	4 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>■第 1 回庁内ワーキング(28 日)</li> <li>・農村環境の現況と計画の課題</li> <li>・素案作成への意見収集</li> </ul>	
	9 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>■第 2 回庁内ワーキング(13 日)</li> <li>・素案の検討</li> </ul>	
	10 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>■第 3 回庁内ワーキング(12 日)</li> <li>・素案の検討</li> </ul>	
	11 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>■第 4 回庁内ワーキング(9 日)</li> <li>・最終素案のとりまとめ</li> <li>■第 2 回庁内検討委員会(22 日)</li> <li>・最終素案の決定</li> </ul>	
	12 月 ～1 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>■庁議報告</li> <li>■市議会報告</li> <li>■第 5 回庁内ワーキング(31 日)</li> <li>・パブリックコメントへの市の考え方検討</li> <li>・最終確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■パブリックコメント (平成 22 年 12 月 15 日 ～平成 23 年 1 月 17 日)</li> </ul>
	2 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>■第 3 回庁内検討委員会(15 日)</li> <li>・農村環境計画決定</li> <li>■庁議報告</li> <li>■市議会報告</li> </ul>	
	3 月		■パブリックコメントに対する市の考え方公表
平成 23 年度 公表	4 月	農村環境計画の策定	

### 3 用語解説

#### あ行

##### 【エコツーリズム】

地域ぐるみで自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことを目指していく仕組みです。

##### 【エコファーマー】

「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき、都道府県知事（浜松市では政令指定都市移行後は市長）から、たい肥等による土づくりと化学肥料や化学農薬の使用低減を一体的に行う農業生産方式を導入する計画について認定を受けた農業者の愛称です。

##### 【F S C森林認証（エフエスシーしんりんにんしょう）】

「森林が適切に管理されているか」を、第三者機関が全世界統一の基準に沿って審査、認証するもので、違法伐採や保護する価値の高い森林の伐採を防ぐ効果的な仕組みです。そして、それらの森林から生産された木材・木材製品へ認証ラベルを貼り付けることにより、消費者の選択的な購買を通じて持続可能な森林経営を支援する制度です。

浜松市内の天竜区及び北区引佐地域の森林のうち、27,865haがF S C森林認証林として認められており、市町村別取得面積では、日本第1位となっています。（H23.1月現在）

※F S C / Forest Stewardship Council : 森林管理協議会

#### か行

##### 【海食崖（かいしょくがい）】

潮流や波が、海岸や海底を少しずつ崩し削り取ることで、よってできた海岸のがけのことをいいます。

##### 【外来種（がいらいしゅ）】

動植物の持つ本来の移動能力を超えて、意図的・非意図的に移動させられた生物で、海外から日本に持ち込まれた種に限りません。その地域に固有の生物である「在来種」と区別されます。

##### 【外来生物法（がいらいせいぶつほう）】

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律。特定外来生物による生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を防止し、生物の多様性の確保、人の生命・身体の保護、農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、国民生活の安定向上に資することを目的とした法律です。

そのために、問題を引き起こす海外起源の外来生物を特定外来生物として指定し、その飼養、栽培、保管、運搬、輸入といった取り扱いを規制し、特定外来生物の防除などを行うこととしています。

##### 【河岸段丘（かがんだんきゅう）】

河川に沿う階段状の地形のことです。侵食作用により、もとの河床が現在の河床より高い台地になっているもので、土地の隆起や水量の変化などにより生じ、その回数に応じて何段かの段丘を形成します。

##### 【乾田（かんでん）】

乾田は、非かんがい期に地下水位が田面よりかなり下にあり、作土を十分に乾かすことができる水田のことです。十分な地耐力が得られるので、トラクタやコンバインなど農作業用機械の導入に好都合です。また、かんがい期にある程度の水田浸透量があって、多収の可能性を備えています。

##### 【かん養（かんよう）】

水が自然にしみ込むように、少しずつ養い育てることの意味です。

##### 【区画整理（くかくせいり）】

機械化農法に対応して、農地区画の再形成と、換地による農地の集団化を目的とする区画の造成のことをいいます。土地改良法制定以前は耕地整理と呼ばれていました。また10a程度の標準区画で整備された農地を、機械化に適した30a、あるいはそれ以上の区画に改めて整備することを再区画整理といいます。

##### 【グリーン・ツーリズム】

緑茶の振興と静岡らしい観光の提案として、景観観賞やお茶摘み体験などを組み入れ、茶産地やお茶の歴史、お茶のおいしさを訪ねるなど、来訪者に「茶」を五感で体験してもらい、「茶」に特化した形のグリーン・ツーリズムのことをいいます。

##### 【耕作放棄地（こうさくほうきち）】

過去において耕作の用に供していたが、耕作者が耕作をする意思がなくなった土地、又は耕作に供し得ない状態に荒廃した土地。農業センサス上では、過去1年以上作付けせず、今後数年間に再び耕作する意思がない土地をいいます。

#### さ行

##### 【砂州（さす）】

海岸線をやや離れて、海側に細長く砂礫が堆積してできた地形のことをいいます。

##### 【里山（さとやま）】

里地里山は、様々な人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域であり、集落を取りまく二次林と、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成される地域の概念です。

### 【自然エネルギー】

太陽光や熱、風力、潮力、地熱など自然現象から得られるエネルギーのことです。

### 【島畑景観（しまばたけいかん）】

水田底を他人の水田底より低く床下げし、発生した土砂を盛り上げた島畑と水田が点在する景観のことです。

### 【市民農園（しみんのうえん）】

都市の住民がレクリエーション、自家消費野菜・花の生産、高齢者の生きがいづくり等の多様な目的で、小面積の農地を利用して野菜や花を育てるための農園のことです。

### 【集落排水（しゅうらくはいすい）】

集落の散在する農村に適した汚水処理システムとして、おおむね 1000 人以下の規模で実施される、いわゆる農村下水道を整備する事業のことです。

### 【承水路（しょうすいろ）】

区域外から流れ込む水を境界で遮断するために設けられる水路のことで、素堀やU字溝のものが多くなっています。農地においては山際によく見られ、背後地からの侵入水を境界線で捕捉したり、農地を流下する水の勢いを止めるために圃場内に整備されることもあります。

### 【条里制（じょうりせい）】

大化改新(645)のなかで根幹をなす班田制を円滑に運営するために行われた制度であり、一種の区画整理のようなものです。かつての浜松市にも、この条里制による基盤目状に整然と区画された土地が見られました。区画は、ほぼ一辺が 109mを基本とした規則的な正方形の地割形態を示し、奈良時代には「坊」、平安時代からは「坪」と呼ばれるようになり、その面積が古代の1町となっていました。また条里制は、土地の所在地を何条何里何坊（坪）と表現し、合理的な土地表示様式の基礎単位としても機能していました。しかし、この条里地割は、一部を残し、そのほとんどがなくなってしまいました。

### 【シルト（しると）】

砂と粘土との中間の大きさをもつ碎屑物(さいせつぶつ)のことです。地質学では粒径 1/16mm~1/256mm のものをいいます。

### 【侵食谷（しんしょくこく）】

河川や氷河の侵食作用によって生じた谷のことです。

### 【水制工（すいせいこう）】

水の流れを制御し、河岸の保護や航路の維持などの機能を担う伝統的な河川工法です。緩流河川で用いられる杭出し水制やケレップ水制、急流河川で用いられる聖牛など、河川の特성에合せてさまざまな形態が考え出されてきま

した。その川ならではの形態を有する水制もあり、地域性豊かな河川施設であるともいえます。

### 【スプロール】

都市の郊外に無秩序・無計画に宅地が伸び広がっていくことをいいます。

## た行

### 【土地改良法（とちかいるょうほう）】

「農用地の改良、開発、保全及び集団化に関する事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事項を定めて、農業生産の基盤の整備及び開発を図り、もつて農業の生産性の向上、農業総生産の増大、農業生産の選択的拡大及び農業構造の改善に資すること」を目的として昭和 24 年に制定された法律です。(昭和 24 年 6 月 6 日法律第 195 号)

## な行

### 【二次的自然環境（にじてきしぜんかんきょう）】

二次林、二次草原、農耕地など、人と自然の長期にわたるかかわりのなかで形成されてきた自然環境のことです。原生的自然に人為などが加わって生じた二次的な自然という意味です。

### 【二次林（にじりん）】

その土地本来の自然植生が災害や人為によって破壊された後に、その置き換え群落として発達している森林のことです。日本の雑木林は、燃料用の薪や炭を焼くために切られた後、自然に再生したもののなので二次林と呼ばれます。

### 【農業振興地域（のうぎょうしんこうちいき）】

自然的経済的社会的諸条件を考慮して一体として農業の振興を図ることが相当であると認められる地域で、「農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年 7 月 1 日法律第 58 号）」に基づき、県知事が指定した区域です。

### 【農業農村整備事業（のうぎょうのうそんせいびじぎょう）】

農業生産の基礎となる農地や農業用水の整備と共に農道・農業集落排水施設の整備など、農村生活環境の整備を行うものです。また、他の公共事業と異なり農家（受益者）の申請に基づいて行われる事業であり、その事業費には受益者の負担が伴います。

### 【農地・水・環境保全向上対策（のうちみずかんきょうほぜんこうじょうたいさく）】

農業生産の基礎となる農地や農業用水をはじめ、農村の環境や美しい景観を、地域ぐるみで守り支えていく活動を支援する制度で、平成 19 年度から始まりました。活動地域は農用地区域内が原則で、活動組織に対して助成金が交付されます。

### 【農用地区域（のうようちくいき）】

農業振興地域のうち農用地として利用されるべき土地の区域で、農業目的以外の土地利用を規制されています。青地（あおじ）農地ともいいます。一方、農業振興地域の農地のうち、農用地区域以外の農用地を白地（しろじ）農地といえます。

### は行

#### 【バイオマスタウン】

バイオマスタウンとは、農林水産省が2004年から地域のバイオマス（家畜排泄物や生ゴミ、木くず等の動植物から生まれた再生可能な有機性資源）の総合的かつ効率的な利活用を図るため、市町村が主体となって策定する地域のバイオマス利活用の全体プラン「バイオマスタウン構想」を作成し、その実現に向けて取り組んでいる地域のことです。

#### 【パイプライン】

用水などの送水をパイプによって行う水路の形式をパイプラインといいます。地形が複雑な場合や、利用にあたって水圧を必要とする場合（スプリンクラーかんがいなど）に用いられ、自然の落差を利用する場合とポンプによって圧力を加えて送水する場合があります。

#### 【ビオトープ】

生物を意味する“Bio”と場所を意味する“Topo”を合成したドイツ語で、野生生物の生息空間を意味します。

#### 【ファームポンド】

農地または農地の近傍に設ける小規模な貯留施設のことです。

#### 【分水工（ぶんすいこう）】

農業用水の水を各受益地区に分配する分岐点に設置された分水施設です。ただし、いつの時代でも農業用水の公平な配分は為政者や農民の切実な問題でした。この問題を解決するための合理的な分水施設が、水の水平作用と逆サイフォンの原理を基本とする円筒分水工です。

#### 【ほ場（ほじょう）】

水田や畑や樹園地のことです。

### ま行

#### 【木質ペレット】

使用用途の少ない間伐材や端材木材を破砕⇒乾燥⇒圧縮することにより小粒状の固形燃料を製造します。再生利用によってCO2削減や原油価格に影響されない燃料として近年注目されています。

#### 【木工沈床（もっこうちんしょう）】

河岸、堤防などを水流の洗掘から護るために低水位以下

に設置する根固めのうち、木製のものをいいます。

### 【モニタリング】

事業により実施した環境配慮対策が想定どおりの効果を発揮したかどうか、事業実施後、一定期間の間、継続的に生態系の回復状況などを調査することをいいます。

### や行

#### 【谷津田（やつだ）】

谷津田とは山の谷あいにかかれた水田のことをいいますが、水源涵養のための二次林（いわゆる里山）、ため池、小川（用水路）、そして水田などがセットとして存在する場所をさす場合もあります。

### ら行

#### 【落差工（らくさこう）】

流水の流下エネルギーを落下方向に向けることにより低減させるとともに、河床勾配を計画河床勾配にまで緩和させるために流路に設けられる構造物で、河床より水通し天端までの間に高さを有することから落差工と呼ばれます。

#### 【レッドデータブック】

絶滅の恐れがある野生生物種について、それらの生息状況などをとりまとめた調査報告書のことで、国レベルの報告書と県レベルの報告書があります。

#### 【6次産業化（ろくじさんぎょうか）】

農林水産業（1次産業）と製造業（2次産業）、流通・販売業（3次産業）がお互いに連携し合って、新たな産業や需要を創出することです。（1次×2次×3次＝6次産業）

#### 【ロード・キル】

道路上で発生する動物の死亡事故などのことをいいます。

### わ行

#### 【ワンド】

入り江、また川の淀みや淵のことをいいます。近年、希少魚類をはじめ種々の生物を共存させる豊かな環境であることが認識されています。

---

---

## 浜松市農村環境計画

平成 23 年 4 月

発 行：浜松市

編 集：浜松市農林水産部農業水産政策課

〒432-8023 浜松市中区鴨江 3-1-10

TEL 053-457-2334 FAX 053-467-2214

E-mail [nousei@city.hamamatsu.shizuoka.jp](mailto:nousei@city.hamamatsu.shizuoka.jp)

---

---